税 務 統 計

令和３年度版
（２０２１年）

和泉市総務部税務室

目　　次

1.　市の概要と財政

(1)　位置及び面積 …… 5

(2)　人口・世帯数の推移 …… 5

(3)　行政機構図 …… 6

(4)　税務職員数 …… 8

(5)　事務分掌規則 …… 8

(6)　令和２年度一般会計予算額及び決算額 …… 9

(7)　一般会計歳入歳出予算現額の推移 …… 12

(8)　一般会計歳入歳出決算額の推移 …… 14

(9)　市税決算額等の推移 …… 16

(10)　市税税目別収入額と構成比の推移 …… 20

2.　市　民　税

(1)　納税義務者数の推移（課税状況等の調） …… 22

(2)　所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調） …… 24

(3)　令和３年度課税標準額段階別所得割額等に関する調 …… 28

(4)　市民税の調定額等の推移（決算） …… 30

ア　納税義務者数の推移 …… 30

イ　調定額の推移 …… 30

3.　固定資産税・都市計画税

(1)　固定資産税の課税状況調（概要調書）…… 31
ア　納税義務者数の推移 …… 31
イ　土　　地 …… 32
ウ　家　　屋 …… 34
エ　償却資産 …… 36
(2)　都市計画税の課税状況調（概要調書）…… 37
ア　納税義務者数の推移 …… 37
イ　課税標準額等の推移 …… 37
(3)　国有資産等所在市町村交付金（決算）…… 38
(4)　固定資産税等の調定額の推移（決算）…… 39

4.　諸　　税

(1)　軽自動車税の推移（決算）…… 40
ア　課税台数の推移 …… 40
イ　調定額の推移 …… 41
(2)　市たばこ税の推移（決算）…… 41
ア　令和２年度月別調定額等の推移 …… 41
イ　売渡本数等の推移 …… 42

5.　納　　税

(1)　納期前納付報奨金の推移 …… 43
(2)　督促手数料及び延滞金収入額の推移 …… 43
(3)　口座振替利用状況の推移 …… 44
(4)　市税証明発行件数等の推移 …… 46
(5)　差押処分状況の推移 …… 47
(6)　不納欠損処分状況の推移 …… 48

6.　税　　制

(1)　令和３年度和泉市税の税率 …… 50
(2)　和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）…… 54
(3)　市町村税の税率等の推移 …… 66
ア　市町村民税 …… 66
(ｱ)　個　人 …… 66
(ｲ)　法　人 …… 90
イ　固定資産税 …… 94
ウ　軽自動車税（種別割）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）…… 110
エ　市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）…… 110
オ　電気税及びガス税（電気ガス税）…… 113
カ　都市計画税 …… 115
キ　木材引取税 …… 117
ク　特別土地保有税 …… 117

1．市の概要と財政

(1)　位置及び面積

和泉市の位置

◎ 位置	（市役所）
東経	135°　25′　25″
北緯	34°　29′　01″
◎ 面積	
	84.98k㎡
東西	6.9 km
南北	18.8 km
◎ 海抜	
最高	885.7 m
最低	9.2 m

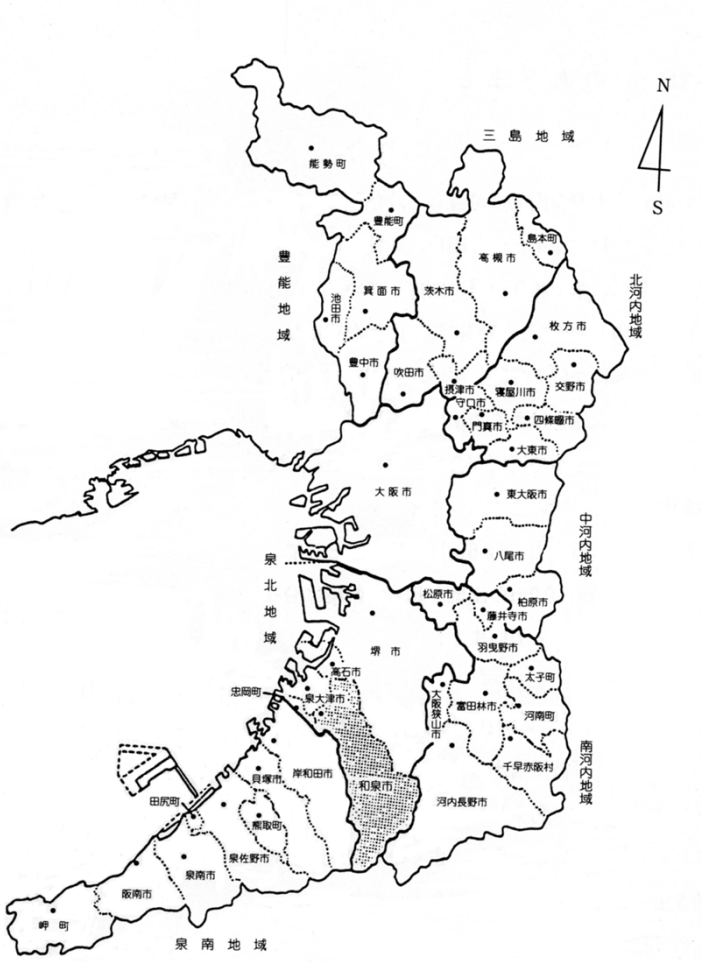

市の変遷

和泉町	21,661人	9.54ｋ㎡
北池田村	4,440人	4.60ｋ㎡
南池田村	7,011人	12.63ｋ㎡
北松尾村	5,845人	4.23ｋ㎡
南松尾村	4,179人	10.84ｋ㎡
横山村	6,514人	20.68ｋ㎡
南横山村	1,720人	15.87ｋ㎡
八坂町	5,935人	0.35ｋ㎡
信太村	7,233人	6.71ｋ㎡

→ 昭和３１年９月１日　市制施行　１町６村合併　51,370人　78.39ｋ㎡

→ 昭和３５年８月１日　１町１村編入　70,635人　85.45ｋ㎡

→ 令和３年３月現在　住民基本台帳登録人口（外国人含む）184,813人

(2)　人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯、％）

区　分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年
人口	男	91,046	90,905	90,992	90,855	90,481	90,324	90,050	90,017	89,869	89,407
	女	96,288	96,203	96,287	96,311	96,120	96,046	95,886	95,873	95,921	95,406
	計	187,334	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813
世 帯 数		73,547	74,092	74,921	75,771	76,396	77,122	77,809	78,823	79,885	80,526
人口伸率		100.4	99.9	100.1	99.9	99.7	99.9	99.8	100.0	99.9	99.5
人口密度		2,204	2,202	2,204	2,202	2,196	2,193	2,188	2,187	2,186	2,175

（注）　各年３月末現在

(3) 行 政 機 構 図

（令和3年4月1日現在）

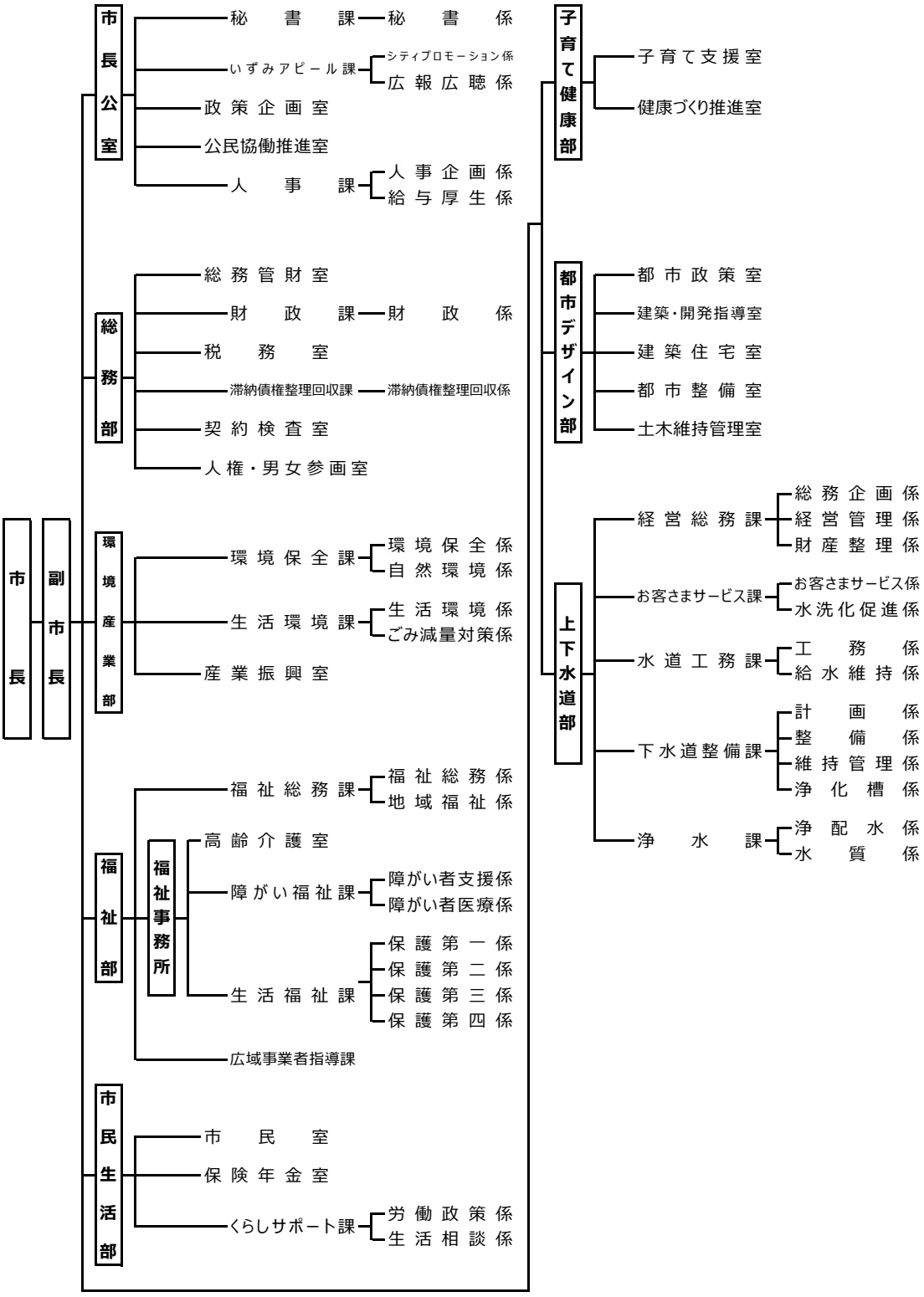

- 会計管理者
  - 会計室

- 市議会
  - 事務局
    - 総務課
      - 議事係
      - 調査係

（行政委員会総合事務局）

- 選挙管理委員会 ― 選挙管理委員会事務局
- 監査委員 ― 監査事務局
- 公平委員会 ― 公平委員会事務局
- 固定資産評価審査委員会 ― 固定資産評価審査委員会事務局
- 農業委員会 ― 農業委員会事務局

- 教育委員会長
  - 教育委員会事務局
    - 教育・こども部
      - 教育総務課
        - 総務係
        - 企画係
      - 小学校 20 校
      - 中学校 9 校
      - 義務教育学校1
      - 学校園管理室
      - 学校教育室
      - こども未来室
        - 幼稚園 2 園
        - 保育園 9 園
    - 生涯学習部
      - 生涯学習推進室
      - 文化遺産活用課 ― 文化遺産活用係
      - 久保惣記念美術館 ― 事業振興係

- 消防本部
  - 総務課
    - 企画庶務係
    - 経理管財係
    - 消防団係
  - 警備課
    - 警備係
    - 救急係
  - 予防課
    - 危険物保安係
    - 設備査察係
    - 調査係
  - 和泉消防署
    - 警防第一
      - 本署
        - ・警防係
        - ・通信指令
        - ・救急係
      - 北分署
        - ・警防係
        - ・救急係
    - 警防第二課
  - 中央消防署
    - 警防第一課
      - 本署
        - ・警防係
        - ・救急係
      - 南分署
        - ・警防係
        - ・救急係
    - 警防第二

（一部事務組合等）

- 泉北環境整備施設組合
- 泉北水道企業団
- 泉大津市、和泉市墓地組合
- 大阪広域水道企業団
- 泉州北部小児初期救急医療協議会
- 大阪府後期高齢者医療広域連合

(4)　税務職員数

（令和3年4月1日現在）

担当	グループ	職員数								
		室長	課長	参事（総括参事含む）	総括主幹	総括主査	主査	主任（再任用含む）	主事	小計
資産税	家屋・償却	1	0	0	1	1	0	0	6	14
	土 地					1	0	1	3	
	計	1	0	0	1	2	0	1	9	
市民税	市民税	0	1	0	2	1	0	1	3	13
	特徴・諸税					0	0	3	2	
	計	0	1	0	2	1	0	4	5	
納税	納税管理	0	1	0	1	1	0	3	1	7
	計	0	1	0	1	1	0	3	1	
合　計		1	2	0	4	4	0	8	15	34

(5)　事務分掌規則

（和泉市事務分掌規則抜粋）

税務室

(1)　税制度の総合的な調査及び研究に関すること。

(2)　税収の確保及び向上に係る企画立案に関すること。

(3)　市税及び府民税（以下「市税等」という。）の賦課、徴収等に関すること。

(4)　市税等の審査請求及び減免に関すること。

(5)　市税等に係る証明及び閲覧に関すること。

(6)　固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。

(7)　国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(8)　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

(9)　前各号に掲げるもののほか、市税に関すること。

(10)　自動車臨時運行許可に関すること。

(11)　罹災証明（火災に係るものを除く。）に関すること。

(6)　令和2年度一般会計予算額及び決算額

ア　歳　　入

（単位：円、%）

科　　目	予算現額　A	決算額 収入済額　B	構成比	B－A	B／A
1 市税	23,874,415,000	24,009,804,573	27.45	135,389,573	1.01
2 地方譲与税	331,149,000	325,218,000	0.37	△ 5,931,000	0.98
3 利子割交付金	50,000,000	34,186,000	0.04	△ 15,814,000	0.68
4 配当割交付金	160,000,000	144,848,000	0.17	△ 15,152,000	0.91
5 株式等譲渡所得割交付金	90,000,000	164,031,000	0.19	74,031,000	1.82
6 法人事業税交付金	200,000,000	95,934,000	0.11	△ 104,066,000	0.48
7 地方消費税交付金	3,500,000,000	3,612,847,000	4.13	112,847,000	1.03
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000,000	25,285,260	0.03	△ 12,714,740	0.67
9 環境性能割交付金	60,000,000	55,052,547	0.06	△ 4,947,453	0.92
10 国有提供助成交付金＊1	218,643,000	218,643,000	0.25	0	1.00
11 地方特例交付金	240,000,000	228,151,000	0.26	△ 11,849,000	0.95
12 地方交付税	7,500,000,000	7,473,414,000	8.54	△ 26,586,000	1.00
13 交通安全交付金＊2	21,974,000	24,071,000	0.03	2,097,000	1.10
14 分担金及び負担金	260,491,000	198,011,254	0.23	△ 62,479,746	0.76
15 使用料及び手数料	1,205,562,000	1,111,978,122	1.27	△ 93,583,878	0.92
16 国庫支出金	37,233,162,000	35,757,230,886	40.88	△ 1,475,931,114	0.96
17 府支出金	5,585,258,000	5,183,313,798	5.93	△ 401,944,202	0.93
18 財産収入	241,732,000	39,551,965	0.05	△ 202,180,035	0.16
19 寄附金	565,624,000	530,494,697	0.61	△ 35,129,303	0.94
20 繰入金	4,968,442,000	1,689,169,387	1.93	△ 3,279,272,613	0.34
21 諸収入	481,100,000	600,314,599	0.69	119,214,599	1.25
22 市債	7,711,600,000	5,800,300,000	6.63	△ 1,911,300,000	0.75
23 繰越金	145,345,000	145,344,914	0.17	△ 86	1.00
合　計	**94,682,497,000**	**87,467,195,002**	**100.00**	**△ 7,215,301,998**	**0.92**

（注）＊1　国有提供施設等所在市町村助成交付金の略
　　＊2　交通安全対策特別交付金の略

イ　歳　　出

科　　目	予算現額　C	決算額 支出済額　D	構成比	D－C	D／C
1 議会費	403,043,000	384,719,344	0.44	△ 18,323,656	0.95
2 総務費	7,892,472,000	6,711,997,869	8.45	△ 1,180,474,131	0.85
3 民生費	54,181,903,000	51,014,855,069	58.62	△ 3,167,047,931	0.94
4 衛生費	5,414,077,000	4,971,064,764	5.71	△ 443,012,236	0.92
5 農林水産業費	534,735,000	460,009,613	0.53	△ 74,725,387	0.86
6 商工費	1,606,669,000	1,326,081,872	1.52	△ 280,587,128	0.83
7 土木費	5,234,741,000	4,873,958,817	5.60	△ 360,782,183	0.93
8 消防費	1,637,661,000	1,579,372,312	1.81	△ 58,288,688	0.96
9 教育費	8,781,204,000	6,919,085,138	7.95	△ 1,862,118,862	0.79
10 災害復旧費	4,000	0	0.00	△ 4,000	0.00
11 公債費	6,825,176,000	6,757,587,239	7.77	△ 67,588,761	0.99
12 諸支出金	2,083,012,000	2,025,551,664	2.33	△ 57,460,336	0.97
13 予備費	87,800,000	0	0.00	△ 87,800,000	0.00
合　計	**94,682,497,000**	**87,024,283,701**	**100.00**	**△ 7,658,213,299**	**0.92**

〔決算書より〕

ウ　令和2年度一般会計決算額の構成比

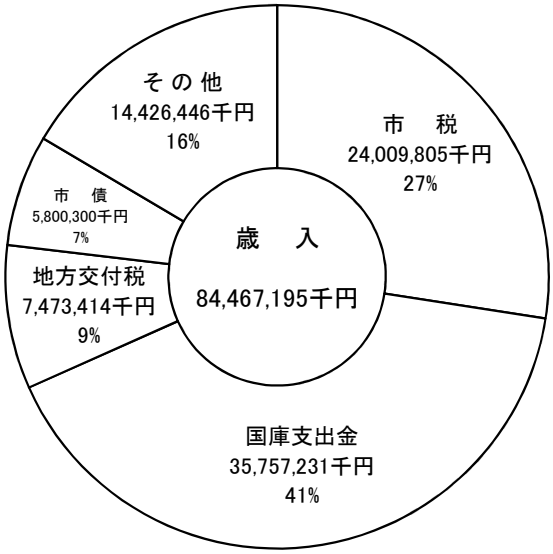

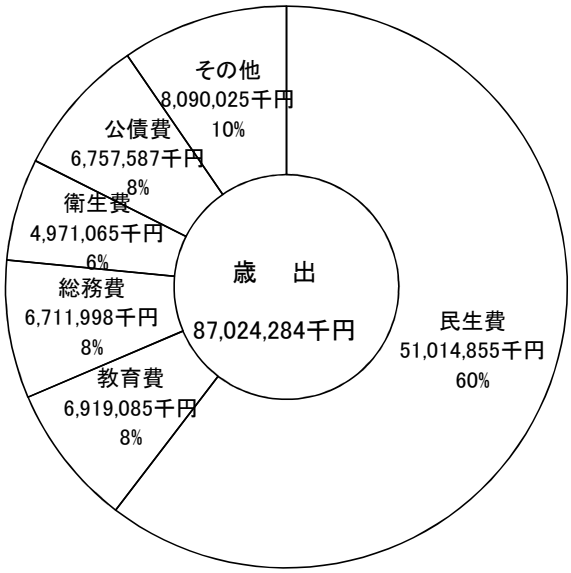

エ　一般会計歳入歳出決算額の推移図

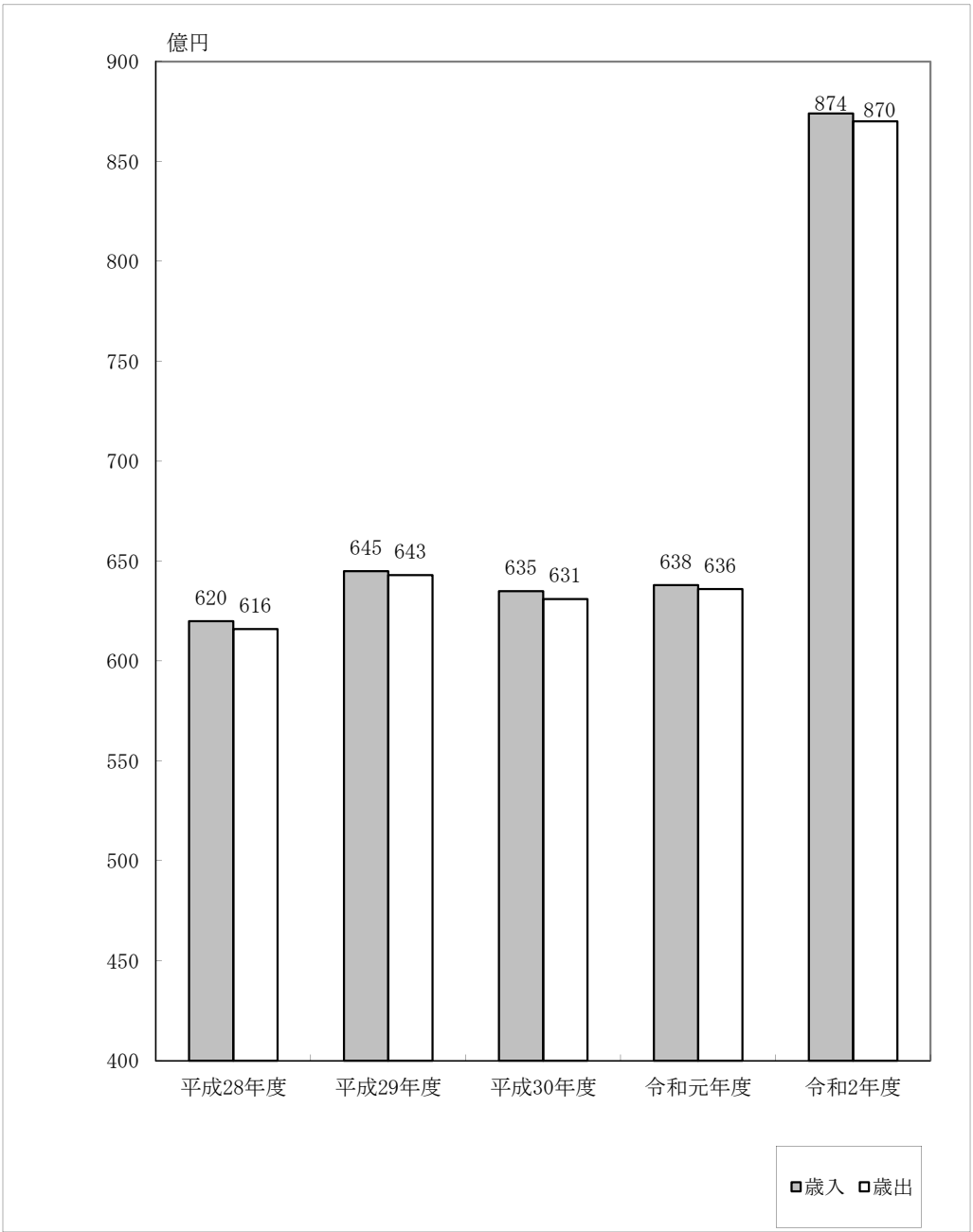

(7)　一般会計歳入歳出予算現額の推移

ア　歳　　入

区分 / 科目	平成28年度			平成29年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 市税	22,789,564	33.42	101.68	23,208,296	33.39	101.84
2 地方譲与税	300,001	0.44	100.00	300,001	0.43	100.00
3 利子割交付金	80,000	0.12	80.00	50,000	0.07	62.50
4 配当割交付金	260,000	0.38	144.44	190,000	0.27	73.08
5 株式等譲渡所得割交付金	160,000	0.23	80.00	110,000	0.16	68.75
6 法人事業税交付金	－	－	－	－	－	－
7 地方消費税交付金	2,900,000	4.25	86.57	3,100,000	4.46	106.90
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.06	100.00	38,000	0.05	100.00
9 環境性能割交付金	－	－	－	－	－	－
10 国有提供助成交付金＊1	217,779	0.32	99.93	217,650	0.31	99.94
11 地方特例交付金	150,000	0.22	100.00	150,000	0.22	100.00
12 地方交付税	7,850,000	11.51	95.73	7,300,000	10.50	92.99
13 交通安全交付金＊2	27,140	0.04	101.50	26,670	0.04	98.27
14 分担金及び負担金	654,875	0.96	81.56	487,364	0.70	74.42
15 使用料及び手数料	1,182,108	1.73	107.92	1,215,972	1.75	102.86
16 国庫支出金	14,358,177	21.05	111.02	15,051,830	21.65	104.83
17 府支出金	5,065,271	7.43	103.78	4,786,418	6.89	94.49
18 財産収入	573,084	0.84	194.89	560,037	0.81	97.72
19 寄附金	326,124	0.48	312.19	1,902,700	2.74	583.43
20 繰入金	3,441,483	5.05	180.22	3,390,617	4.88	98.52
21 諸収入	503,186	0.74	103.98	502,216	0.72	99.81
22 市債	6,727,500	9.86	145.11	6,440,500	9.26	95.73
23 繰越金	505,217	0.74	372.10	368,354	0.53	72.91
合計	**68,199,509**	**100.00**	**109.06**	**69,516,625**	**100.00**	**101.93**

（注）＊1　国有提供施設等所在市町村助成交付金の略
　　＊2　交通安全対策特別交付金の略

イ　歳　　出

区分 / 科目	平成28年度			平成29年度		
	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
1 議会費	408,848	0.60	94.69	413,195	0.60	101.06
2 総務費	6,257,899	9.18	112.12	5,996,179	8.63	95.82
3 民生費	31,238,559	45.80	105.25	30,621,241	44.05	98.02
4 衛生費	5,295,327	7.76	88.24	5,378,213	7.74	101.57
5 農林水産業費	556,458	0.82	112.85	534,768	0.77	96.10
6 商工費	318,213	0.47	58.70	397,453	0.57	124.90
7 土木費	3,719,000	5.45	111.35	4,604,936	6.62	123.82
8 消防費	1,724,199	2.53	122.79	1,564,022	2.25	90.71
9 教育費	9,890,550	14.50	136.54	10,601,684	15.25	107.19
10 災害復旧費	4	0.01	0.05	125,004	0.18	3,125,100.00
11 公債費	6,250,398	9.16	96.24	6,634,338	9.54	106.14
12 諸支出金	2,490,054	3.65	195.73	2,609,310	3.75	104.79
13 予備費	50,000	0.07	131.71	36,282	0.05	72.56
合計	**68,199,509**	**100.00**	**109.06**	**69,516,625**	**100.00**	**101.93**

〔決算書より〕

（単位：千円、％）

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
23,217,057	32.24	100.04	23,619,350	33.60	101.73	23,874,415	25.22	101.08
320,000	0.44	106.67	329,953	0.47	103.11	331,149	0.35	100.36
50,000	0.07	100.00	80,000	0.11	160.00	50,000	0.05	62.50
150,000	0.21	78.95	180,000	0.26	120.00	160,000	0.17	88.89
160,000	0.22	145.45	160,000	0.23	100.00	90,000	0.10	56.25
—	—	—	—	—	—	200,000	0.21	—
3,050,000	4.24	98.39	3,200,000	4.55	104.92	3,500,000	3.70	109.38
38,000	0.05	100.00	38,000	0.05	100.00	38,000	0.04	100.00
—	—	—	40,000	0.06	—	60,000	0.06	150.00
217,584	0.30	99.97	217,584	0.31	100.00	218,643	0.23	100.49
180,000	0.25	120.00	230,000	0.33	127.78	240,000	0.25	104.35
7,100,000	9.86	97.26	7,350,000	10.46	103.52	7,500,000	7.92	102.04
26,483	0.04	99.30	23,174	0.03	87.51	21,974	0.02	94.82
471,747	0.66	96.80	322,861	0.46	68.44	260,491	0.28	80.68
1,234,898	1.72	101.56	1,189,156	1.69	96.30	1,205,562	1.27	101.38
15,560,470	21.61	103.38	15,157,235	21.56	97.41	37,233,162	39.32	245.65
5,617,707	7.80	117.37	5,650,490	8.04	100.58	5,585,258	5.90	98.85
12,994	0.02	2.32	524,907	0.75	4039.61	241,732	0.26	46.05
2,249,200	3.12	118.21	1,007,360	1.43	44.79	565,624	0.60	56.15
3,288,889	4.57	97.00	2,559,276	3.64	77.82	4,968,442	5.25	194.13
507,692	0.70	101.09	1,314,347	1.87	258.89	481,100	0.51	36.60
8,207,100	11.40	127.43	6,682,100	9.51	81.42	7,711,600	8.14	115.41
195,045	0.27	52.95	345,021	0.49	176.89	145,345	0.15	42.13
72,004,866	**100.00**	**103.58**	**70,290,814**	**100.00**	**97.62**	**94,682,497**	**100.00**	**134.70**

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
413,401	0.60	100.05	415,119	0.59	100.42	403,043	0.43	97.09
6,484,875	9.01	108.15	6,665,154	9.48	102.78	7,892,472	8.34	118.41
31,945,923	44.37	104.33	34,201,484	48.66	107.06	54,181,903	57.23	158.42
5,526,843	7.68	102.76	4,979,601	7.08	90.10	5,414,077	5.72	108.73
1,279,308	1.78	239.23	1,123,746	1.60	87.84	534,735	0.57	47.59
391,781	0.54	98.57	319,379	0.45	81.52	1,606,669	1.70	503.06
5,363,883	7.45	116.48	3,733,999	5.31	69.61	5,234,741	5.53	140.19
1,792,392	2.49	114.60	2,231,604	3.18	124.50	1,637,661	1.73	73.38
10,735,386	14.91	101.26	8,252,152	11.74	76.87	8,781,204	9.27	106.41
375,884	0.52	300.70	61,304	0.09	16.31	4	0.00	0.01
6,499,057	9.03	97.96	6,693,711	9.52	103.00	6,825,176	7.21	101.96
1,193,161	1.66	45.73	1,577,839	2.25	132.24	2,083,012	2.20	132.02
2,972	0.00	8.19	35,722	0.05	1,201.95	87,800	0.09	245.79
72,004,866	**100.00**	**103.58**	**70,290,814**	**100.00**	**97.62**	**94,682,497**	**100.00**	**134.70**

(8)　一般会計歳入歳出決算額の推移

ア　歳　　入

区分 / 科目	平成28年度 決算額	構成比	前年比	平成29年度 決算額	構成比	前年比
1 市税	23,199,590	37.43	100.78	23,559,046	36.52	101.55
2 地方譲与税	322,193	0.52	99.77	313,928	0.49	97.43
3 利子割交付金	34,271	0.06	43.25	61,135	0.09	178.39
4 配当割交付金	124,948	0.20	66.96	173,406	0.27	138.78
5 株式等譲渡所得割交付金	73,788	0.12	35.95	175,665	0.27	238.07
6 法人事業税交付金	3,052,369	4.92	90.66	3,096,251	4.80	101.44
7 地方消費税交付金	33,448	0.05	100.12	32,208	0.05	96.29
8 ゴルフ場利用税交付金	128,222	0.21	108.71	160,168	0.25	124.91
9 環境性能割交付金	—	—	—	—	—	—
10 国有提供助成交付金＊1	217,650	0.35	99.94	217,584	0.34	99.97
11 地方特例交付金	148,035	0.24	94.57	157,972	0.24	106.71
12 地方交付税	7,623,751	12.30	93.63	7,211,292	11.18	94.59
13 交通安全交付金＊2	26,262	0.04	95.45	24,256	0.04	92.36
14 分担金及び負担金	593,614	0.96	82.12	438,054	0.68	73.79
15 使用料及び手数料	1,180,251	1.90	105.28	1,179,368	1.83	99.93
16 国庫支出金	12,703,324	20.49	105.31	14,169,837	21.97	111.54
17 府支出金	4,446,119	7.17	102.59	4,380,350	6.79	98.52
18 財産収入	298,169	0.48	339.14	567,904	0.88	190.46
19 寄附金	313,492	0.51	315.95	1,722,114	2.67	549.33
20 繰入金	1,562,068	2.52	1,878.84	1,056,516	1.64	67.64
21 諸収入	831,058	1.34	121.28	594,778	0.92	71.57
22 市債	4,573,100	7.38	142.70	4,844,000	7.51	105.92
23 繰越金	505,217	0.81	372.10	368,354	0.57	72.91
合計	**61,990,939**	**100.00**	**106.13**	**64,504,186**	**100.00**	**104.05**

（注）＊1　国有提供施設等所在市町村助成交付金の略
　　＊2　交通安全対策特別交付金の略

イ　歳　　出

区分 / 科目	平成28年度 決算額	構成比	前年比	平成29年度 決算額	構成比	前年比
1 議会費	389,066	0.63	92.25	401,956	0.62	103.31
2 総務費	5,783,245	9.39	110.28	5,711,268	8.88	98.76
3 民生費	28,800,664	46.74	101.98	29,124,929	45.29	101.13
4 衛生費	4,869,355	7.90	89.52	4,876,118	7.58	100.14
5 農林水産業費	512,568	0.83	113.14	505,610	0.79	98.64
6 商工費	292,034	0.47	58.98	363,712	0.57	124.54
7 土木費	3,161,596	5.13	104.47	4,041,891	6.28	127.84
8 消防費	1,675,274	2.72	122.68	1,495,756	2.33	89.28
9 教育費	7,728,929	12.54	133.73	8,855,851	13.77	114.58
10 災害復旧費	0	0.00	-	9,020	0.01	-
11 公債費	6,236,315	10.12	100.21	6,533,011	10.16	104.76
12 諸支出金	2,173,536	3.53	179.20	2,390,018	3.72	109.96
13 予備費	0	0.00	0	0	0.00	0.00
合計	**61,622,584**	**100.00**	**106.42**	**64,309,141**	**100.00**	**104.36**

〔決算書より〕

（単位：千円、%）

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
23,680,435	37.31	100.52	24,089,652	37.76	101.73	24,009,805	27.45	99.67
318,709	0.50	101.52	325,609	0.51	102.16	325,218	0.37	99.88
57,770	0.09	94.50	35,216	0.06	60.96	34,186	0.04	97.08
137,502	0.22	79.29	162,499	0.25	118.18	144,848	0.17	89.14
116,532	0.18	66.34	93,528	0.15	80.26	164,031	0.19	175.38
3,026,816	4.77	97.76	2,886,969	4.53	95.38	95,934	0.11	—
30,899	0.05	95.94	29,553	0.05	95.64	3,612,847	4.13	12224.98
172,868	0.27	107.93	92,081	0.14	53.27	25,285	0.03	27.46
—	—	—	28,663	0.00	—	55,053	0.06	192.07
217,584	0.34	100.00	218,643	0.34	100.49	218,643	0.25	100.00
176,120	0.28	111.49	214,228	0.34	121.64	228,151	0.26	106.50
7,456,715	11.75	103.40	7,648,345	11.99	102.57	7,473,414	8.54	97.71
22,130	0.03	91.24	21,303	0.03	96.26	24,071	0.03	112.99
422,073	0.66	96.35	336,785	0.53	79.79	198,011	0.23	58.79
1,160,123	1.83	98.37	1,143,789	1.79	98.59	1,111,978	1.27	97.22
13,633,242	21.48	96.21	14,162,956	22.20	103.89	35,757,231	40.88	252.47
4,602,026	7.25	105.06	5,129,910	8.04	111.47	5,183,314	5.93	101.04
39,657	0.06	6.98	536,327	0.84	1352.41	39,552	0.05	7.37
1,711,473	2.70	99.38	196,108	0.31	11.46	530,495	0.61	270.51
798,953	1.26	75.62	814,198	1.28	101.91	1,689,169	1.93	207.46
624,395	0.98	104.98	978,044	1.53	156.64	600,315	0.69	61.38
4,871,100	7.67	100.56	4,305,600	6.75	88.39	5,800,300	6.63	134.72
195,045	0.31	52.95	345,021	0.54	176.89	145,345	0.17	42.13
63,472,168	**100.00**	**98.40**	**63,795,027**	**100.00**	**100.51**	**87,467,195**	**100.00**	**137.11**

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
398,010	0.63	99.02	401,471	0.63	100.87	384,719	0.44	95.83
6,033,275	9.56	105.64	5,375,112	8.45	89.09	6,711,998	8.45	124.87
28,858,000	45.71	99.08	32,137,447	50.49	111.36	51,014,855	58.62	158.74
4,940,134	7.82	101.31	4,530,517	7.12	91.71	4,971,065	5.71	109.72
496,835	0.79	98.26	741,301	1.16	149.20	460,010	0.53	62.05
355,806	0.56	97.83	294,126	0.46	82.66	1,326,082	1.52	450.86
4,866,005	7.71	120.39	3,288,778	5.17	67.59	4,873,959	5.60	148.20
1,702,222	2.70	113.80	2,157,626	3.39	126.75	1,579,372	1.81	73.20
7,752,181	12.28	87.54	6,900,729	10.84	89.02	6,919,085	7.95	100.27
208,766	0.33	-	56,465	0.09	-	0	0.00	-
6,464,011	10.24	98.94	6,615,852	10.39	102.35	6,757,587	7.77	102.14
1,051,902	1.67	44.01	1,150,257	1.81	109.35	2,025,552	2.33	176.10
0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
63,127,147	**100.00**	**98.16**	**63,649,682**	**100.00**	**100.83**	**87,024,284**	**100.00**	**136.72**

(9)　市税決算額等の推移

区分 / 税目			平成28年度 調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの前年比
市民税	個人	均等割	280,550	277,891	99.1	101.7
		所得割	9,047,274	8,961,431	99.1	100.8
		うち退職分	84,601	84,601	100.0	120.4
		小計	9,327,824	9,239,322	99.1	100.9
		滞納繰越分	317,419	106,122	33.4	76.4
	法人	均等割	454,982	453,722	99.7	110.0
		法人税割	922,299	919,745	99.7	92.0
		小計	1,377,281	1,373,467	99.7	97.3
		滞納繰越分	17,736	5,588	31.5	137.0
	計		11,040,260	10,724,499	97.1	100.1
固定資産税	土地		3,410,922	3,386,584	99.3	100.4
	家屋		4,509,110	4,476,919	99.3	102.4
	償却資産		1,093,570	1,085,793	99.3	98.1
	小計		9,013,602	8,949,296	99.3	101.1
	滞納繰越分		363,015	134,961	37.2	111.8
	交付金		101,430	101,430	100.0	92.7
	計		9,478,047	9,185,687	96.9	101.1
軽自動車税			326,065	317,003	97.2	122.3
滞納繰越分			20,775	6,171	29.7	85.7
市たばこ税			1,092,968	1,092,968	100.0	98.5
特別土地保有税			0	0	－	－
滞納繰越分			0	0	－	－
都市計画税			1,858,224	1,844,953	99.3	101.3
滞納繰越分			75,846	28,309	37.3	111.7
現年課税分合計			23,097,394	22,918,439	99.2	100.9
滞納繰越分合計			794,791	281,151	35.4	94.9
市税合計			**23,892,185**	**23,199,590**	**97.1**	**100.8**

〔地方財政状況調査表第６表による〕

（単位：千円、％）

平成29年度				平成30年度			
調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比	調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
286,249	283,786	99.1	102.1	289,605	287,377	99.2	101.3
9,153,916	9,075,304	99.1	101.3	9,303,510	9,231,872	99.2	101.7
71,712	71,712	100.0	84.8	91,159	91,159	100.0	127.1
9,440,165	9,359,090	99.1	101.3	9,593,115	9,519,249	99.2	101.7
282,681	101,776	36.0	95.9	240,297	91,800	38.2	90.2
449,244	448,244	99.8	98.8	463,204	462,973	100.0	103.3
1,040,530	1,038,214	99.8	112.9	1,070,331	1,069,797	100.0	103.0
1,489,774	1,486,458	99.8	108.2	1,533,535	1,532,770	100.0	103.1
14,623	4,634	31.7	82.9	13,200	4,546	34.4	98.1
11,227,243	10,951,958	97.5	102.1	11,380,147	11,148,365	98.0	101.8
3,400,202	3,378,037	99.3	99.7	3,386,992	3,370,488	99.5	99.8
4,672,264	4,641,781	99.3	103.7	4,590,441	4,568,043	99.5	98.4
1,124,884	1,117,569	99.3	102.9	1,170,219	1,164,548	99.5	104.2
9,197,350	9,137,387	99.3	102.1	9,147,652	9,103,079	99.5	99.6
281,510	97,036	34.5	71.9	233,160	69,112	29.6	71.2
84,621	84,621	100.0	83.4	83,352	83,352	100.0	98.5
9,563,481	9,319,044	97.4	101.5	9,464,164	9,255,543	97.8	99.3
340,884	331,543	97.3	104.6	355,868	347,597	97.7	104.8
21,622	6,434	29.8	104.3	22,964	7,624	33.2	118.5
1,052,361	1,052,361	100.0	96.3	1,043,398	1,043,398	100.0	99.1
0	0	－	－	0	0	－	－
0	0	－	－	0	0	－	－
1,889,774	1,877,485	99.3	101.8	1,872,718	1,863,561	99.5	99.3
58,523	20,221	34.6	71.4	48,244	14,347	29.7	71.0
23,494,929	23,328,945	99.3	101.8	23,629,638	23,493,006	99.4	100.7
658,959	230,101	34.9	81.8	557,865	187,429	33.6	81.5
24,153,888	**23,559,046**	**97.5**	**101.5**	**24,187,503**	**23,680,435**	**97.9**	**100.5**

区分 / 税目			令和元年度 調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの前年比
市民税	個人	均等割	294,705	292,393	99.2	101.7
		所得割	9,409,093	9,335,288	99.2	101.1
		うち退職分	64,339	64,339	100.0	70.6
		小計	9,703,798	9,627,681	99.2	101.1
		滞納繰越分	206,482	86,533	41.9	94.3
	法人	均等割	473,763	473,083	99.9	102.2
		法人税割	1,107,502	1,105,912	99.9	103.4
		小計	1,581,265	1,578,995	99.9	103.0
		滞納繰越分	10,568	3,117	29.5	68.6
	計		11,502,113	11,296,326	98.2	101.3
固定資産税	土地		3,375,390	3,357,519	99.5	99.6
	家屋		4,782,555	4,757,234	99.5	104.1
	償却資産		1,204,151	1,197,776	99.5	102.9
	小計		9,362,096	9,312,529	99.5	102.3
	滞納繰越分		182,869	57,793	31.6	83.6
	交付金		82,369	82,369	100.0	98.8
	計		9,627,334	9,452,691	98.2	102.1
軽自動車税			374,359	365,598	97.7	105.2
滞納繰越分			21,839	6,497	29.7	85.2
市たばこ税			1,048,815	1,048,815	100.0	100.5
特別土地保有税			0	0	―	―
滞納繰越分			0	0	―	―
都市計画税			1,917,999	1,907,791	99.5	102.4
滞納繰越分			37,709	11,934	31.6	83.2
現年課税分合計			24,070,701	23,923,778	99.4	101.8
滞納繰越分合計			459,467	165,874	36.1	88.5
市税合計			**24,530,168**	**24,089,652**	**98.2**	**101.7**

〔地方財政状況調査表第６表による〕

（単位：千円、％）

令　和　2　年　度			
調 定 額 A	収 入 額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
300,038	297,696	99.2	101.8
9,611,744	9,536,708	99.2	102.2
86,336	86,336	100.0	134.2
9,911,782	9,834,404	99.2	102.1
187,666	75,226	40.1	86.9
451,975	445,983	98.7	94.3
854,625	843,296	98.7	76.3
1,306,600	1,289,279	98.7	81.7
12,425	4,292	34.5	137.7
11,418,473	11,203,201	98.1	99.2
3,378,558	3,340,053	98.9	99.5
4,886,224	4,830,537	98.9	101.5
1,132,948	1,120,051	98.9	93.5
9,397,730	9,290,641	98.9	99.8
163,161	58,728	36.0	101.6
76,704	76,704	100.0	93.1
9,637,595	9,426,073	97.8	99.7
393,801	387,455	98.4	106.0
22,383	8,442	37.7	129.9
1,053,693	1,053,693	100.0	100.5
0	0	－	－
0	0	－	－
1,940,899	1,918,839	98.9	100.6
33,679	12,100	35.9	101.4
24,081,209	23,851,015	99.0	99.7
419,314	158,788	37.9	95.7
24,500,523	**24,009,803**	**98.0**	**99.7**

(10)　市税税目別収入額と構成比の推移

ア　市税税目別収入額の推移　　（単位：千円）

税目＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民税	10,724,499	10,951,958	11,148,365	11,296,326	11,203,201
固定資産税	9,185,687	9,319,044	9,255,543	9,452,691	9,426,073
市たばこ税	1,092,968	1,052,361	1,043,398	1,048,815	1,053,693
軽自動車税	323,174	337,977	355,221	372,095	395,897
特別土地保有税	0	0	0	0	0
都市計画税	1,873,262	1,897,706	1,877,908	1,919,725	1,930,939
合計	**23,199,590**	**23,559,046**	**23,680,435**	**24,089,652**	**24,009,803**

イ　市税税目別構成比の推移　　（単位：%）

税目＼年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民税	個人	40.3	40.1	40.6	40.3	41.3
	法人	5.9	6.3	6.5	6.6	5.4
	小計	46.2	46.4	47.1	46.9	46.7
固定資産税	固定資産税	39.2	39.2	38.7	38.9	38.9
	交付金	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
	小計	39.6	39.6	39.1	39.2	39.2
軽自動車税 ①		1.4	1.4	1.5	1.5	1.7
市たばこ税 ②		4.7	4.5	4.4	4.4	4.4
特別土地保有税 ③		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税 ④		8.1	8.1	7.9	8.0	8.0
小計（①～④）		14.2	14.0	13.8	13.9	14.1
合計		**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**

〔各年度とも収入額（滞納繰越分含む。）である。〕

２．市民税

(1)　納税義務者数の推移（課税状況等の調）

ア　個　　人

（単位：人）

区分 年度	均等割			所得割
	人	家屋敷	計	
平成29年度	81,238	88	81,326	77,260
平成30年度	82,092	95	82,187	77,988
令和元年度	83,662	85	83,747	79,468
令和2年度	84,868	95	84,963	80,496
令和3年度	85,233	73	85,306	80,785

イ　法　　人　　（単位：社）

区分＼年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資本金等の金額が50億円を超える法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(A)	25	23	25	25	27
資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(B)	9	8	8	7	9
資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(c)	187	177	173	160	171
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(D)	14	15	16	13	14
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(E)	156	153	149	144	142
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(F)	48	49	51	53	53
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(G)	534	520	526	511	518
資本金等の金額が1000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(H)	19	21	24	22	20
(A)～(H)の法人等以外の法人等をいうもの(法人でない社団等を除く)	2,677	2,743	2,858	2,874	3,000
計	3,669	3,709	3,830	3,809	3,954
法人税割	3,571	3,610	3,728	3,809	3,954

(2)　所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調）

ア　給与所得者

区分 / 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成29年度	62,595	81.0	102.3	212,188,336	85.7	102.4
平成30年度	63,326	81.2	101.2	216,014,385	85.8	101.8
令和元年度	64,709	81.4	102.2	223,263,185	86.3	103.4
令和2年度	65,814	81.8	101.7	227,651,330	86.3	102.0
令和3年度	65,689	81.3	99.8	231,417,942	85.7	101.7

イ　営業所得者

区分 / 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成29年度	3,017	3.9	99.7	10,076,020	4.1	101.5
平成30年度	2,994	3.8	99.2	9,837,685	3.9	97.6
令和元年度	3,046	3.8	101.7	10,126,075	3.9	102.9
令和2年度	3,140	3.9	103.1	10,788,058	4.1	106.5
令和3年度	3,178	3.9	101.2	10,886,638	4.0	100.9

平成14年度より「営業所得者」は「営業等所得者」となっています。

ウ　農業所得者

区分 / 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成29年度	64	0.1	110.3	185,266	0.1	109.7
平成30年度	56	0.1	87.5	167,115	0.1	90.2
令和元年度	48	0.1	85.7	140,674	0.1	84.2
令和2年度	44	0.1	91.7	123,181	0.0	87.6
令和3年度	48	0.1	109.1	144,714	0.1	117.5

（単位：千円、%）

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
75,950,041	83.7	102.7	7,736,573	85.3	101.1
77,377,178	83.9	101.9	7,806,784	84.8	100.9
79,444,963	84.1	102.7	8,009,490	86.0	102.6
81,247,606	84.3	102.3	8,136,064	85.7	101.6
87,600,004	83.9	107.8	7,894,062	84.7	97.0

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
3,514,218	3.9	100.6	371,476	4.0	101.2
3,517,409	3.8	100.1	356,389	3.9	95.9
3,571,858	3.8	101.5	366,866	3.9	102.9
3,778,581	3.9	105.8	393,591	4.1	107.3
4,023,843	3.9	106.5	380,300	4.1	96.6

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
74,386	0.1	113.4	6,402	0.1	105.8
73,137	0.1	98.3	5,339	0.1	83.4
61,059	0.1	83.5	4,342	0.0	81.3
54,913	0.1	89.9	3,741	0.0	86.2
65,831	0.1	119.9	4,223	0.0	112.9

エ　その他の所得者

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成29年度	10,978	14.2	102.1	21,847,201	8.8	100.1
平成30年度	10,820	13.9	98.6	21,789,004	8.6	99.7
令和元年度	10,953	13.8	101.2	21,901,005	8.4	100.5
令和2年度	10,823	13.4	98.8	21,694,434	8.4	99.1
令和3年度	11,133	13.8	102.9	23,411,215	8.7	107.9

オ　短期・長期譲渡所得、土地等に係る事業所得等、超短期所有土地等に係る事業所得等、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の所得者

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成29年度	606	0.8	87.2	3,194,529	1.3	94.5
平成30年度	792	1.0	130.7	3,939,074	1.6	123.3
令和元年度	712	0.9	89.9	3,324,069	1.3	84.4
令和2年度	675	0.8	94.8	3,610,690	1.4	108.6
令和3年度	737	0.9	109.2	4,084,548	1.5	113.1

合　　計

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
平成29年度	77,260	100.0	102.1	247,491,352	100.0	102.0
平成30年度	77,988	100.0	100.9	251,747,263	100.0	101.7
令和元年度	79,468	100.0	101.9	258,755,008	100.0	102.8
令和2年度	80,496	100.0	101.3	263,867,693	100.0	102.0
令和3年度	80,785	100.0	100.4	269,945,057	100.0	102.3

（単位：千円、%）

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
10,276,431	11.3	100.9	651,041	7.2	99.1
10,162,054	11.0	98.9	651,557	7.1	100.1
10,388,846	11.0	102.2	642,057	6.9	98.5
10,305,951	10.7	99.2	635,342	6.7	99.0
11,668,675	11.2	113.2	652,835	7.0	102.8

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
864,686	1.0	91.0	305,990	3.4	125.5
1,101,846	1.2	127.4	381,515	4.1	124.7
974,168	1.0	88.4	289,858	3.1	76.0
951,696	1.0	97.7	321,014	3.4	110.7
1,074,472	1.0	112.9	387,221	4.2	120.6

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
90,679,762	100.0	102.3	9,071,482	100.0	101.6
92,231,624	100.0	101.7	9,201,584	100.0	101.4
94,440,894	100.0	102.4	9,312,613	100.0	101.2
96,338,747	100.0	102.0	9,489,752	100.0	101.9
104,432,825	100.0	108.4	9,318,641	100.0	98.2

(3)　令和3年度課税標準額段階別所得割額等に関する調

区分 ＼ 課税標準額の段階		10万円以下の金額	10万円を超え100万円以下	100万円を超え200万円以下	200万円を超え300万円以下
納税義務者数（人）		3,343	26,267	23,121	13,066
総所得金額等	総所得金額	2,512,120	39,165,855	61,182,777	51,581,052
	山林所得金額	0	0	0	0
	分離長期譲渡所得金額	895,127	623,861	370,092	324,956
	分離短期譲渡所得金額	1,405	0	366	0
	土地等に係る事業所得等の金額等				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	1,674,872	32,375	334,923	69,812
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	42,352	77,569	35,915	49,393
	上場株式等に係る配当所得金額	466	16,347	6,625	6,742
	先物取引に係る雑所得等の金額	15,786	1,171	9,500	5,217
	計　A	5,142,128	39,917,178	61,940,198	52,037,172
所得控除	雑損	1,500	2,526	5,026	11
	医療費	76,533	497,963	350,873	227,321
	社会保険料	426,068	7,769,472	12,316,715	10,116,047
	小規模企業共済等掛金	14,135	162,588	216,082	180,916
	生命保険料	63,060	682,025	807,996	582,564
	地震保険料	3,198	34,075	37,763	34,084
	障害者	45,660	355,620	224,000	120,040
	寡婦	3,900	90,740	39,260	19,500
	寡夫	19,800	209,400	112,500	44,700
	勤労学生	3,120			
	配偶者	142,620	1,840,060	1,587,940	1,219,720
	配偶者特別	25,520	298,750	339,360	262,880
	扶養	142,580	1,342,260	1,400,170	1,169,370
	同居特障加算分（23万円）	8,050	52,210	43,470	23,460
	基礎	1,433,630	11,289,800	9,939,020	5,615,370
	計　B	2,409,374	24,627,489	27,420,175	19,615,983
課税標準額	総所得金額等　C	162,889	14,538,440	33,762,670	31,965,121
	分離長期譲渡所得金額	846,688	623,833	370,075	324,945
	分離短期譲渡所得金額	436	0	366	0
	土地等に係る事業所得等の金額				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	1,672,439	32,373	334,917	69,807
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	37,638	77,541	35,893	49,377
	上場株式等に係る配当所得金額	276	16,332	6,607	6,728
	先物取引に係る雑所得等の金額	12,388	1,170	9,495	5,211
算出税額	総所得分等　D	9,635	871,228	2,024,790	1,917,351
	分離長期譲渡所得分	25,399	18,715	11,102	9,748
	分離短期譲渡所得分	23	0	20	0
	土地等に係る事業所得等分				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	50,173	971	10,048	2,094
	上場株式等に係る譲渡所得等分	1,129	2,326	1,077	1,481
	上場株式等に係る配当所得金額	8	490	198	202
	先物取引に係る雑所得等分	372	35	285	156
	計　E	86,739	893,765	2,047,520	1,931,032
税額控除額等　F		5,329	86,484	182,839	178,467
市民税所得割額（E－F）		81,410	807,281	1,864,681	1,752,565
平均税率（D／C）(%)		5.9	6.0	6.0	6.0

（注）令和3年度課税状況等の調による。

（単位：千円）

300万円を超え400万円以下	400万円を超え550万円以下	550万円を超え700万円以下	700万円を超え1000万円以下	1000万円を超える金額	合計
6,498	4,472	1,549	1,230	1,239	80,785
34,236,434	29,972,814	13,000,666	12,896,647	25,395,534	269,943,899
0	1,158	0	0	0	1,158
397,804	147,465	110,230	212,988	79,537	3,162,060
1,883	116	0	1,214	15,792	20,776
5,932	86,288	36,643	6,351	1,800,848	4,048,044
50,713	43,973	25,322	36,790	248,259	610,286
10,494	3,958	1,403	3,014	21,793	70,842
3,645	194	475	16,401	14,255	66,644
34,706,905	30,255,966	13,174,739	13,173,405	27,576,018	277,923,709
570	0	0	0	0	9,633
161,438	149,786	76,546	82,905	129,701	1,753,066
6,523,915	5,378,602	2,026,066	1,655,816	1,854,516	48,067,217
153,108	166,619	98,777	117,361	203,176	1,312,762
327,272	237,450	82,701	64,455	62,050	2,909,573
20,969	16,572	6,087	6,032	7,364	166,144
67,040	49,420	21,900	11,760	16,560	912,000
3,120	0				156,520
3,300	0				389,700
					3,120
753,240	600,620	200,080	21,400		6,365,680
155,650	102,880	32,200	4,370		1,221,610
831,670	711,570	288,180	253,610	254,660	6,394,070
14,950	11,040	4,140	3,220	3,910	164,450
2,792,420	1,920,810	664,780	525,760	425,690	34,607,280
11,808,662	9,345,369	3,501,457	2,746,689	2,957,627	104,432,825
22,427,810	20,627,481	9,499,224	10,149,983	22,437,947	165,571,565
397,796	147,458	110,228	212,984	79,533	3,113,540
1,883	115	0	1,214	15,791	19,805
5,931	86,285	36,641	6,351	1,800,843	4,045,587
50,701	43,956	25,317	36,778	248,245	605,446
10,480	3,952	1,398	3,007	21,779	70,559
3,642	193	474	16,399	14,253	63,225
1,345,387	1,237,517	569,884	608,943	1,346,220	9,930,955
11,934	4,424	3,307	6,270	2,386	93,285
101	6	0	66	853	1,069
178	2,589	1,099	191	54,025	121,368
1,521	1,319	760	1,103	7,447	18,163
315	119	42	90	653	2,117
109	6	14	492	428	1,897
1,359,545	1,245,980	575,106	617,155	1,412,012	10,168,854
93,737	84,661	40,577	46,485	131,634	850,213
1,265,808	1,161,319	534,529	570,670	1,280,378	9,318,641
6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0

(4)　市民税の調定額等の推移（決算）

ア　納税義務者数の推移

（単位：人）

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	普徴	均等割	29,265	28,850	25,096	25,344	25,590
		所得割	26,054	25,603	21,960	22,067	22,139
		計	29,265	28,850	25,096	25,344	25,590
	特徴	均等割	50,902	52,940	57,645	58,868	60,123
		所得割	50,107	52,036	56,503	57,760	58,993
		計	50,902	52,940	57,645	58,868	60,123
	計	均等割	80,167	81,790	82,741	84,212	85,713
		所得割	76,161	77,639	78,463	79,827	81,132
		計	80,167	81,790	82,741	84,212	85,713
	特別徴収義務者		15,236	16,134	18,419	18,843	19,074
法人	均等割		3,669	3,709	3,830	3,809	3,954
	法人税割		3,571	3,610	3,728	3,809	3,954
	計		3,669	3,709	3,830	3,809	3,954

イ　調定額の推移

（単位：千円）

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	普徴	均等割	102,595	101,214	88,117	89,004	89,827
		所得割	2,264,354	2,204,771	1,999,927	1,945,213	1,976,530
		計	2,366,949	2,305,985	2,088,044	2,034,217	2,066,357
	特徴	均等割	177,955	185,035	201,488	205,701	210,211
		所得割	6,782,920	6,949,145	7,303,583	7,463,880	7,635,214
		計	6,960,875	7,134,180	7,505,071	7,669,581	7,845,425
	計	均等割	280,550	286,249	289,605	294,705	300,038
		所得割	9,047,274	9,153,916	9,303,510	9,409,093	9,611,744
		計	9,327,824	9,440,165	9,593,115	9,703,798	9,911,782
法人	均等割		454,982	449,244	463,204	473,763	451,975
	法人税割		922,300	1,040,530	1,070,331	1,107,502	854,625
	計		1,377,282	1,489,774	1,533,535	1,581,265	1,306,660

３．固定資産税・都市計画税

(1)　固定資産税の課税状況調（概要調書）

ア　納税義務者数の推移

（単位：人）

区分	免税点以上のもの					
	土地			家屋		
年度	個人	法人	計	個人	法人	計
平成29年度	41,555	1,098	42,653	54,021	1,330	55,351
平成30年度	41,875	1,113	42,988	54,430	1,341	55,771
令和元年度	42,227	1,165	43,392	54,972	1,393	56,365
令和2年度	42,514	1,194	43,708	55,226	1,432	56,658
令和3年度	42,812	1,253	44,065	55,630	1,371	57,001

区分	免税点以上のもの			免税点未満のもの		
	償却資産					
年度	個人	法人	計	土地	家屋	償却資産
平成29年度	120	1,109	1,229	4,570	2,875	1,505
平成30年度	142	1,110	1,252	4,578	2,831	2,964
令和元年度	136	1,125	1,261	4,551	2,781	3,070
令和2年度	143	1,164	1,307	4,530	2,656	3,162
令和3年度	146	1,072	1,218	4,539	2,721	3,584

イ　土　　地

区　　分			地　　積			決　　定	
			評価総地積 (a)	法定免税点未満のもの (b)	法定免税点以上のもの ((a)－(b)) (c)	総　　額 (d)	法定免税点未満のもの (e)
			㎡	㎡	㎡	千円	千円
平　成　29　年　度			42,809,147	3,444,910	39,364,237	669,056,866	1,740,603
平　成　30　年　度			42,259,181	3,440,296	38,818,885	675,143,621	1,736,879
令　和　元　年　度			42,187,243	3,410,318	38,776,925	675,304,085	1,721,369
令　和　2　年　度			42,119,710	3,383,938	38,735,772	675,707,994	1,710,621
令　和　3　年　度			42,109,285	3,370,468	38,738,817	673,832,608	1,743,785
令和3年度地目の内訳	田	一　般　田	5,082,987	593,864	4,489,123	678,679	80,776
		介在田・市街化区域田	491,568	1,787	489,781	6,981,728	13,038
	畑	一　般　畑	5,377,397	812,572	4,564,825	370,499	56,765
		介在畑・市街化区域畑	156,525	1,398	155,127	2,130,155	4,530
	宅地	小規模住宅用地	8,472,989	94,144	8,378,845	371,218,608	1,371,236
		一般住宅用地	1,909,726	4,396	1,905,330	63,484,845	42,870
		商業地等（非住宅用地）	4,776,978	2,449	4,774,529	189,163,219	29,653
		計	15,159,693	100,989	15,058,704	623,866,672	1,443,759
	山林	一　般　山　林	12,420,460	1,723,166	10,697,294	308,200	48,518
		介　在　山　林	253,024	2,450	250,574	896,689	9,644
	上記以外のもの		3,167,631	134,242	3,033,389	38,599,986	86,755

価格		筆数			平均価格
法定免税点以上のもの ((d)－(e)) (f)	(f)に係る課税標準額 (g)	評価総筆数 (h)	法定免税点未満のもの (i)	法定免税点以上のもの ((h)－(i)) (j)	(d)／(a)
千円	千円	筆	筆	筆	円
673,406,742	245,343,857	124,816	7,994	116,822	15,976
673,406,742	244,067,336	125,897	8,013	117,884	15,976
673,582,716	243,198,083	126,191	7,988	118,203	16,007
673,997,373	243,248,918	126,476	7,945	118,531	16,043
672,088,823	240,835,908	126,974	7,967	118,998	16,002
597,903	678,601	10,632	1,326	9,306	134
6,968,690	2,460,901	1,449	37	1,412	14,203
313,734	370,464	8,189	1,511	6,678	69
2,125,625	921,371	690	20	670	13,609
369,847,372	61,529,105	57,170	1,582	55,588	43,812
63,441,975	21,084,213	20,755	243	20,512	33,243
189,133,566	127,237,192	12,110	201	11,909	39,599
622,422,913	209,850,510	90,035	2,026	88,009	41,153
259,682	307,519	7,409	1,926	5,483	25
887,045	598,754	520	47	473	3,544
38,513,231	25,647,788	8,050	1,074	6,967	12,186

ウ 家　屋

区分			棟数			床面積		
			総数 (d)	法定免税点未満のもの (e)	法定免税点以上のもの ((d)－(e)) (f)	総数 (g)	法定免税点未満のもの (h)	法定免税点以上のもの ((g)－(h)) (i)
			棟	棟	棟	㎡	㎡	㎡
平成29年度			69,428	4,180	65,248	10,008,457	154,143	9,854,314
平成30年度			69,567	4,084	65,483	10,068,230	149,759	9,918,471
令和元年度			69,724	4,015	65,709	10,159,588	147,188	10,012,400
令和2年度			69,471	3,801	65,670	10,221,865	138,841	10,083,024
令和3年度			69,609	4,011	65,598	10,286,619	261,611	10,025,008
令和3年度家屋の種類	木造	専用住宅	38,610	1,384	37,226	3,944,857	71,671	3,873,186
		共同住宅・寄宿舎	536	9	527	158,113	1,776	156,337
		併用住宅	756	115	641	69,467	6,848	62,619
		事務所･銀行･店舗	463	69	394	38,487	2,584	35,903
		病院	33	0	33	4,081	0	4,081
		工場・倉庫	1,631	209	1,422	173,949	12,451	161,498
		土蔵	250	49	201	6,991	1,112	5,879
		附属家	6,260	1,648	4,612	186,869	40,755	146,114
		その他	36	1	35	4,894	28	4,866
		計	48,575	3,484	45,091	4,587,708	137,225	4,450,483
	非木造	事務所・店舗・百貨店・銀行	1,432	50	1,382	989,147	27,847	961,300
		住宅・アパート	11,052	45	11,007	2,984,968	8,480	2,976,488
		病院・ホテル	131	2	129	121,431	5,710	115,721
		工場・倉庫	3,629	173	3,456	1,281,810	66,942	1,214,868
		その他	4,790	257	4,533	321,555	15,407	306,148
		計	21,034	527	20,507	5,698,911	124,386	5,574,525

決　定　価　格			単位当たり価格
総　数 (j)	法定免税点未満のもの (k)	法定免税点以上のもの ((j)－(k))(l)	(j)／(g)
千円 347,707,212	千円 243,602	千円 347,463,610	千円 34,741
341,051,765	239,807	340,811,958	33,874
351,908,376	235,830	351,672,546	34,638
364,122,182	224,245	363,897,937	35,622
357,814,886	4,658,415	353,156,471	219,148
105,320,350	162,979	105,157,371	26,698
6,123,663	66,795	6,056,868	38,730
1,184,166	19,634	1,164,532	17,046
1,238,222	47,928	1,190,294	32,172
170,763	0	170,763	41,843
512,940	17,341	495,599	2,949
16,478	1,245	15,233	2,357
602,202	47,346	554,856	3,223
56,584	47	56,537	11,562
115,225,368	363,315	114,862,053	176,580
60,134,785	1,228,943	58,905,842	60,795
134,225,848	303,362	133,922,486	44,967
11,545,410	779,907	10,765,503	95,078
30,333,900	1,650,935	28,682,965	23,665
6,349,575	331,953	6,017,622	19,746
242,589,518	4,295,100	238,294,418	42,568

エ　償却資産

（単位：千円）

区分			決定価格	課税標準額
平成29年度			82,307,244	79,915,617
平成30年度			85,024,834	82,819,683
令和元年度			86,953,129	84,229,959
令和2年度			83,032,846	80,165,513
令和3年度			81,630,415	77,464,112
令和3年度償却資産の種類	市町村長が価格等を決定したもの	構築物	17,583,886	17,112,081
		機械及び装置	27,909,644	25,360,544
		船舶	1,885	1,885
		航空機	0	0
		車輌及び運搬具	297,335	292,367
		工具、器具及び備品	11,214,359	11,044,334
		調整額	0	0
		計	57,007,109	53,811,211
	法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	21,064,178	20,269,061
		道府県知事が価格等を決定し配分したもの	3,559,128	3,383,840
		計	24,623,306	23,652,901
	法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの		0	0

(2)　都市計画税の課税状況調（概要調書）

ア　納税義務者数の推移

（免税点以上のもの）

（単位：人）

区分 / 年度	土地			家屋			実数		
	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計
平成29年度	37,806	957	38,763	49,811	1,194	51,005	56,004	1,454	57,458
平成30年度	38,094	969	39,063	50,221	1,205	51,426	56,320	1,457	57,777
令和元年度	38,505	1,015	39,520	50,768	1,246	52,014	56,847	1,500	58,347
令和2年度	38,797	1,043	39,840	51,048	1,287	52,335	57,091	1,537	58,628
令和3年度	40,355	1,222	41,577	53,056	1,363	54,419	59,562	1,733	61,295

イ　課税標準額等の推移

（免税点以上のもの）

区分 / 年度	地積（千㎡）	床面積（千㎡）	決定価格（千円）	課税標準額（千円）
平成29年度	15,591	8,744	958,839,581	635,413,518
平成30年度	15,537	8,811	958,695,129	628,824,951
令和元年度	15,533	8,896	968,988,424	638,256,424
令和2年度	15,560	8,978	982,368,963	651,241,944
令和3年度	15,583	8,928	971,331,702	635,524,105

(3)　国有資産等所在市町村交付金（決算）

年度	区分	台帳価格	算定標準額	交付金	前年比
平成28年度	国有資産	千円 1,618,105	千円 493,775	円 6,912,600	% 86.4
	公有資産	千円 14,563,647	千円 6,751,222	円 94,516,900	% 93.2
	計	千円 16,181,752	千円 7,244,997	円 101,429,500	% 92.7
平成29年度	国有資産	千円 1,541,098	千円 456,703	円 6,393,600	% 92.5
	公有資産	千円 13,246,301	千円 5,587,729	円 78,228,100	% 82.8
	計	千円 14,787,399	千円 6,044,432	円 84,621,700	% 83.4
平成30年度	国有資産	千円 1,204,744	千円 367,776	円 5,148,600	% 80.5
	公有資産	千円 13,242,154	千円 5,585,998	円 78,230,900	% 100.0
	計	千円 14,446,898	千円 5,953,774	円 83,379,500	% 98.5
令和元年度	国有資産	千円 1,163,167	千円 358,202	円 5,014,700	% 97.4
	公有資産	千円 13,177,634	千円 5,525,336	円 77,354,600	% 98.9
	計	千円 14,340,801	千円 5,883,538	円 82,369,300	% 98.8
令和2年度	国有資産	千円 999,331	千円 304,800	円 4,267,000	% 85.1
	公有資産	千円 12,661,253	千円 4,985,730	円 69,800,200	% 90.2
	計	千円 13,660,584	千円 5,290,530	円 74,067,200	% 89.9

(4)　固定資産税等の調定額の推移（決算）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
固定資産税	土地	3,410,922	3,400,202	3,386,992	3,375,390	3,378,558
	家屋	4,509,110	4,672,264	4,590,441	4,782,555	4,886,224
	土地・家屋（計）	7,920,032	8,072,466	7,977,433	8,157,945	8,264,782
	償却資産	1,093,570	1,124,884	1,170,219	1,204,151	1,132,948
	計	9,013,602	9,197,350	17,125,085	9,362,096	9,397,730
交付金・基地交付金	交付金	101,430	84,622	83,380	82,369	76,704
	基地交付金	217,650	217,584	217,584	218,643	218,643
	計	319,080	302,206	300,964	301,012	295,347
都市計画税	土地	925,833	924,243	922,746	921,371	922,326
	家屋	932,391	965,531	949,972	996,628	1,018,573
	計	1,858,224	1,889,774	1,872,718	1,917,999	1,940,899
合計		**11,190,906**	**11,389,330**	**19,298,767**	**11,581,107**	**11,633,976**

（注）各年度とも現年課税分に係るものである。

４．諸税

(1)　軽自動車税の推移（決算）

ア　課税台数の推移　　（単位：台）

区分				年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
原動機付自転車	50cc以下				16,980	16,557	16,101	15,584	15,152
	50cc超～90cc				638	589	562	561	540
	90cc超～125cc				2,894	3,010	3,095	3,215	3,320
	ミニカー				185	183	168	184	197
	小計				20,697	20,339	19,926	19,544	19,209
軽自動車	軽二輪車				2,198	2,203	2,210	2,260	2,290
	軽三輪車				3	3	3	3	3
	軽四輪車	乗用	営業用		16	18	14	15	12
			自家用		28,441	28,900	29,448	30,123	30,289
		貨物	営業用		282	329	356	386	434
			自家用		7,358	7,226	7,165	7,202	7,079
	小計				38,298	38,679	39,196	39,989	40,107
小型特殊	農耕用				105	113	124	125	128
	その他				179	178	180	175	180
	小計				284	291	304	300	308
二輪の小型自動車					1,756	1,749	1,775	1,825	1,844
合計					**60,728**	**61,035**	**61,058**	**61,201**	**61,468**

（注）各年度とも現年課税分に係るものである。

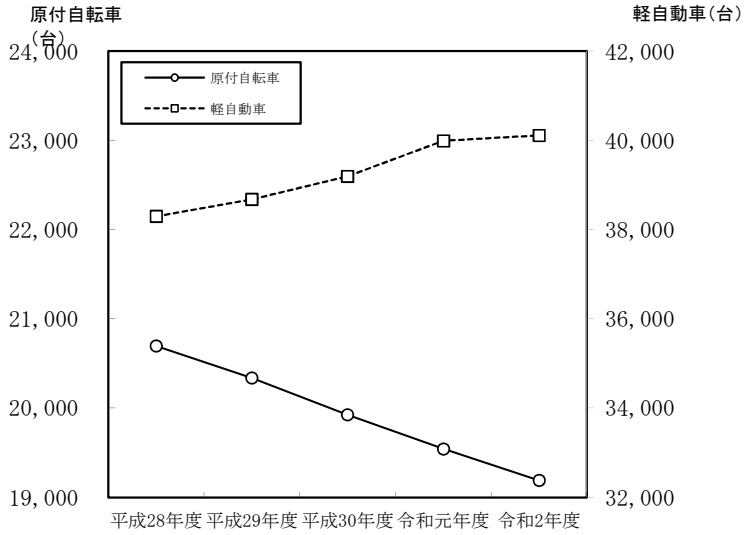

イ　調定額の推移　　（単位：千円）

区分＼年度				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
原動機付自転車	50cc以下			33,960	33,114	32,202	31,168	30,302
	50cc超～90cc			1,276	1,178	1,124	1,122	1,080
	90cc超～125cc			6,945	7,224	7,428	7,716	7,968
	ミニカー			685	677	622	681	729
	小計			42,866	42,193	41,376	40,687	40,079
軽自動車	軽二輪車			7,912	7,931	7,955	8,136	8,244
	軽三輪車			14	14	14	14	14
	軽四輪車	乗用	営業用	93	107	83	92	74
			自家用	228,575	243,718	258,900	273,247	283,970
		貨物	営業用	911	1,083	1,193	1,334	1,519
			自家用	33,859	34,025	34,337	35,041	34,975
	小計			271,364	286,878	302,482	317,864	328,796
小型特殊	農耕用			252	271	298	300	307
	その他			1,056	1,050	1,062	1,033	1,062
	小計			1,308	1,321	1,360	1,333	1,369
二輪の小型自動車				10,528	10,492	10,650	10,950	11,064
合計				**266,921**	**326,066**	**340,884**	**355,868**	**381,308**

（注）各年度とも現年課税分に係るものである。

(2)　市たばこ税の推移（決算）

ア　令和2年度月別調定額等の推移　　（単位：本、円、%）

区分＼月別	売渡本数		調定額	
	本数	構成比	金額	構成比
4月	14,996,259	8.4	85,383,638	8.1
5月	14,083,411	7.9	80,162,775	7.6
6月	14,885,268	8.3	84,726,945	8.0
7月	15,346,542	8.6	87,352,516	8.3
8月	15,205,068	8.5	86,547,246	8.2
9月	14,918,780	8.3	84,917,696	8.1
10月	21,104,657	11.8	120,269,451	11.4
11月	10,604,725	5.9	66,062,385	6.3
12月	12,040,124	6.7	73,949,295	7.0
1月	15,314,629	8.5	94,170,988	8.9
2月	13,098,074	7.3	80,259,901	7.6
3月	17,808,494	9.9	109,890,436	10.4
合計	**179,406,031**	**100.0**	**1,053,693,272**	**100.0**

イ　売渡本数等の推移

区分＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
売渡本数（本）	212,090,909	202,880,543	193,470,950	185,041,888	179,406,031
調定額（円）	1,092,968,248	1,052,360,915	1,043,398,505	1,048,815,000	1,053,693,272
一人当り本数（本）	1,138	1,091	1,041	996	971
一人当り税額（円）	5,865	5,658	5,613	5,645	5,701
年度末人口（人）	186,370	185,980	185,890	185,790	184,813

売渡本数等の推移

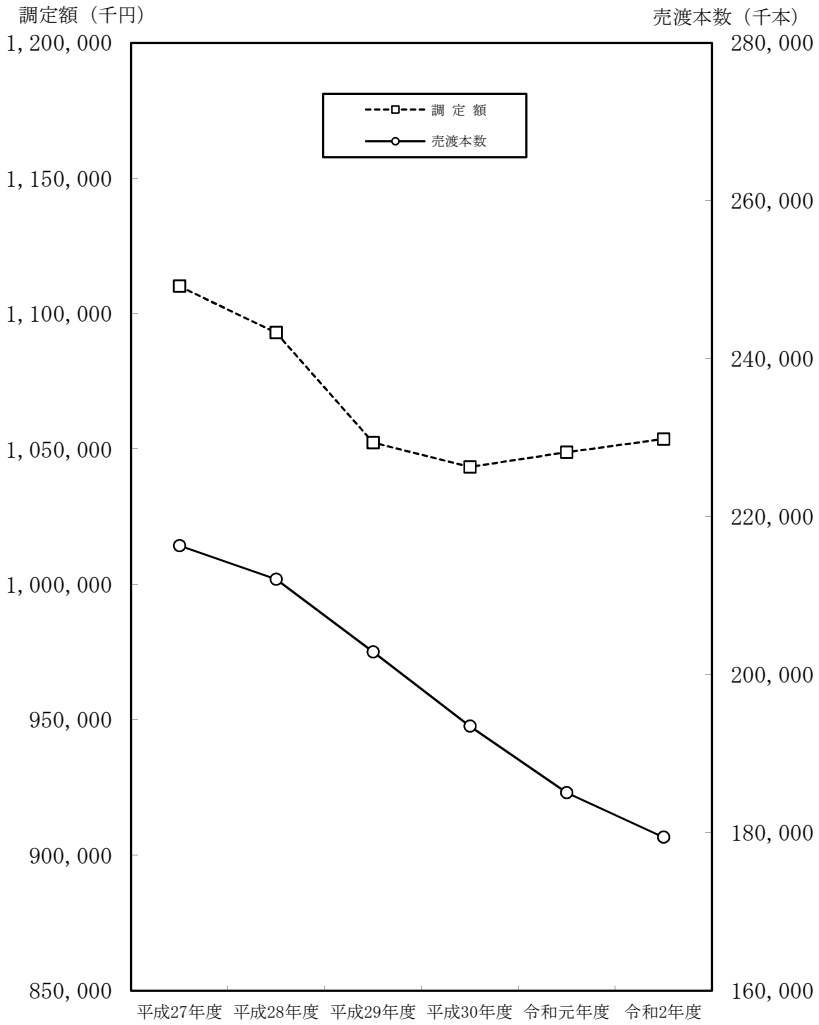

５．納税

(1)　納期前納付報奨金の推移

（単位：件、円）

区分 / 年度	市・府民税に係る報奨金		固定資産税に係る報奨金		合　　計	
	件　数	金　　額	件　数	金　　額	件　数	金　　額
平成19年度	11,163	9,383,300	34,768	30,705,700	45,931	40,089,000
平成20年度	11,090	9,200,200	34,635	31,000,900	45,725	40,201,100

※平成２１年度から廃止

(2)　督促手数料及び延滞金収入額の推移

（単位：件、円）

区分 / 年度	督　促　手　数　料		延滞金（府民税除く）	
	件　数	金　　額	件　数	金　　額
平成28年度	38,060	3,468,110	4,717	25,055,534
平成29年度	36,810	3,294,415	4,638	17,744,286
平成30年度	34,880	3,079,540	4,440	16,031,449
令和元年度	33,289	2,906,345	4,060	16,933,375
令和2年度	28,013	2,641,236	3,568	16,186,427

(3)　口座振替利用状況の推移

区分 / 年度		市・府民税（普通徴収）			固定資産税 都市計画税		
		税額	振替件数	納税者数	税額	振替件数	納税者数
		千円	件	人	千円	件	人
平成28年度	調定	3,352,371	－	29,278	10,871,826	－	63,697
	口座振替	831,974	11,720	4,399	3,681,048	61,274	24,887
	利用率%	24.8	－	15.0	33.9	－	39.1
平成29年度	調定	3,213,710	－	28,859	11,087,123	－	64,048
	口座振替	813,656	11,249	4,140	3,869,270	61,534	24,970
	利用率%	25.3	－	14.3	34.9	－	39.0
平成30年度	調定	2,837,590	－	25,100	11,020,370	－	64,399
	口座振替	775,643	9,277	3,477	3,886,474	61,603	24,966
	利用率%	27.3	－	13.9	35.3	－	38.8
令和元年度	調定	2,744,865	－	25,346	11,280,095	－	64,912
	口座振替	622,005	9,108	3,415	4,036,870	61,578	24,909
	利用率%	22.7	－	13.5	35.8	－	38.4
令和2年度	調定	2,795,240	－	24,507	11,338,629	－	65,464
	口座振替	670,947	9,404	3,454	4,073,136	61,946	24,948
	利用率%	24.0	－	14.1	35.9	－	38.1

（注）調定は、決算時における税額、振替件数及び納税者数である。

軽自動車税			合計		
税額	振替件数	納税者数	税額	振替件数	納税者数
千円	件	人	千円	件	人
326,065	－	62,105	14,550,262	－	155,080
38,006	7,335	7,575	4,551,028	80,329	36,861
11.7	－	12.2	31.3	－	23.8
340,884	－	62,174	14,641,717	－	151,673
38,790	7,162	7,366	4,721,716	78,042	35,809
11.4	－	11.8	32.2	－	23.5
355,868	－	62,384	14,213,828	－	62,384
39,802	7,053	7,240	4,701,919	77,933	35,683
11.2	－	11.6	33.1	－	23.5
370,833	－	62,887	14,395,793	－	153,145
40,219	6,916	7,103	4,699,094	77,602	35,427
10.8	－	11.3	32.6	－	23.1
393,801	－	63,502	14,527,670	－	153,473
41,505	6,867	7,009	4,785,588	78,217	35,411
10.5	－	11.0	32.9	－	23.1

(4)　市税証明発行件数等の推移

（単位：件、円）

区分 / 年度	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成27年度	42,395	7,096,000	3,220	2,333,300	9,813	397,050	55,428	9,826,350
平成28年度	41,238	10,363,500	3,132	3,038,800	8,609	516,200	52,979	13,918,500
平成29年度	42,789	10,751,700	3,276	3,162,000	9,853	688,800	55,918	14,602,500
平成30年度	35,239	9,205,300	3,095	2,967,500	9,105	547,200	47,439	12,720,000
令和元年度	29,393	7,565,400	3,213	3,056,200	9,759	749,500	42,365	11,371,100
令和2年度	23,353	6,052,600	2,880	2,811,100	7,714	612,100	33,947	9,475,800

令和２年度　市税証明の月別収入状況

（単位：件、円）

区分 / 月別	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4　月	1,626	438,000	359	341,600	631	43,900	2,616	823,500
5　月	960	269,000	204	205,300	500	56,100	1,664	530,400
6　月	5,019	1,130,300	226	205,200	712	58,700	5,957	1,394,200
7　月	3,618	971,000	229	234,800	559	64,500	4,406	1,270,300
8　月	1,903	480,100	195	185,300	528	38,200	2,626	703,600
9　月	1,955	539,100	213	200,700	584	58,900	2,752	798,700
10　月	1,925	520,300	228	216,800	596	46,600	2,749	783,700
11　月	1,354	355,500	221	230,800	559	29,200	2,134	615,500
12　月	1,047	285,200	224	229,900	634	50,300	1,905	565,400
1　月	1,261	344,200	217	202,800	751	70,600	2,229	617,600
2　月	1,260	342,700	288	290,000	754	44,400	2,302	677,100
3　月	1,425	377,200	276	267,900	906	50,700	2,607	695,800
合計	**23,353**	**6,052,600**	**2,880**	**2,811,100**	**7,714**	**612,100**	**33,947**	**9,475,800**

(5)　差押処分状況の推移

（単位：件、円）

差押財産＼年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電話加入権	差押件数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	0	0	0	0	0
	差押税額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	0	0	0	0	0
不動産	差押件数	96	89	128	73	63
	参加差押件数	41	67	64	25	24
	差押税額	17,110,046	22,723,538	27,283,448	18,761,331	9,955,930
	参加差押税額	13,756,165	22,292,197	18,966,567	6,854,500	9,731,216
債権	差押件数	385	527	594	660	668
	参加差押件数	－	－	－	－	－
	差押税額	122,208,439	114,991,751	126,394,061	120,859,064	109,065,622
	参加差押税額	－	－	－	－	－
その他財産	差押件数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	－	－	－	－	－
	差押税額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	－	－	－	－	－
合計	差押件数	517	616	722	733	731
	参加差押件数	51	67	64	25	24
	差押税額	245,484,179	137,715,289	153,677,509	139,620,395	119,021,552
	参加差押税額	11,619,066	22,292,197	18,966,567	6,854,500	9,731,216

(6)　不納欠損処分状況の推移

（単位：件、円）

年度	税　　目	地方税法第18条該当分		地方税法第15条の7該当分		合　　計	
		件 数	金　　額	件 数	金　　額	件 数	金　　額
平成28年度	市 民 税	0	0	422	22,095,902	422	22,095,902
	固定資産税 都市計画税	0	0	205	14,326,781	205	14,326,781
	そ の 他	0	0	606	2,069,640	606	2,069,640
	合　計	0	0	1233	38,492,323	1233	38,492,323
平成29年度	市 民 税	0	0	408	25,201,043	408	25,201,043
	固定資産税 都市計画税	0	0	223	13,829,118	223	13,829,118
	そ の 他	0	0	509	1,598,085	509	1,598,085
	合　計	0	0	1140	40,628,246	1140	40,628,246
平成30年度	市 民 税	0	0	356	20,808,388	356	20,808,388
	固定資産税 都市計画税	0	0	207	31,912,441	207	31,912,441
	そ の 他	0	0	495	1,747,375	495	1,747,375
	合　計	0	0	1058	54,468,204	1058	54,468,204
令和元年度	市　民　税	0	0	265	10,527,471	265	10,527,471
	固定資産税 都市計画税	0	0	178	14,270,143	178	14,270,143
	そ　の　他	0	0	494	1,643,060	494	1,643,060
	合　　計	0	0	937	26,440,674	937	26,440,674
令和2年度	市　民　税	0	0	308	11,144,119	308	11,144,119
	固定資産税 都市計画税	0	0	143	10,837,589	143	10,837,589
	そ　の　他	0	0	471	1,751,900	471	1,751,900
	合　　計	0	0	922	23,733,608	922	23,733,608

6. 税制

(1) 令和3年度和泉市税の税率

税目＼区分		課税客体	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	○市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）		1月1日
	法人	○市内に事務所や事業所を有する法人（均等割・法人税割） ○市内に寮・保養所などを有する法人で、その市内に事務所、事業所を有しないもの（均等割） ○市内に事務所や事業所などを有する法人でない社団等で、収益事業を行わないもの（均等割） （注）法人格のない社団または財団等で収益事業を行う場合は、均等割だけでなく法人税割も課税されます。		
固定資産税		固定資産 土地 家屋 償却資産	固定資産の所有者	1月1日

<table>
<tr><th>課税標準及び税率</th><th>申告期限</th><th>納期限</th></tr>
<tr>
<td>○均等割　市民税 3,500円・府民税 1,800円
○所得割
<table>
<tr><th>課税総所得金額</th><th>市民税</th><th>府民税</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一律</td><td>6%</td><td>4%</td></tr>
<tr><td colspan="2">合わせて10%</td></tr>
</table>
</td>
<td>○市府民税申告書
4月15日
○給与支払報告書
1月31日
○公的年金支払報告書
1月31日
○異動届出書
徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</td>
<td>○普通徴収
第１期　令和3年 6月30日
第２期　令和3年 8月31日
第３期　令和3年11月01日
第４期　令和3年12月27日
○特別徴収
毎月（6月～翌年5月）分
徴収の翌月10日</td>
</tr>
<tr>
<td>○均等割
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">税率
（年額）</th></tr>
<tr><td>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</td><td>市内事務所等の従業員数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">1千万円以下の法人</td><td>144千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外の法人等　60千円</td></tr>
</table>
○法人税割
<table>
<tr><th></th><th>税率</th></tr>
<tr><td>平成26年9月30日以前に開始する事業年度分</td><td>14.7%</td></tr>
<tr><td>平成26年10月1日以後に開始する事業年度分</td><td>12.1%</td></tr>
<tr><td>令和元年10月1日以後に開始する事業年度分</td><td>8.4%</td></tr>
</table>
</td>
<td>○中間申告
各事業年度開始の日以降６ヶ月を経過した日から２ヶ月以内
○確定申告
各事業年度終了の日の翌日から２ヶ月以内</td>
<td>申告期限と同じ</td>
</tr>
<tr>
<td>○土地又は家屋
基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格
○償却資産
賦課期日における価格
1.4%
○免税点
土地　30万円未満
家屋　20　〃
償却資産　150　〃</td>
<td>○償却資産の申告
1月31日</td>
<td>第１期　令和3年5月31日
第２期　令和3年8月2日
第３期　令和3年9月30日
第４期　令和3年11月30日</td>
</tr>
</table>

区分 税目		納　税　義　務　者	賦　　課　　期　　日
軽自動車税（種別割）	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車	○原動機付自転車、 軽自動車、 小型特殊自動車及び、 二輪の小型自動車の所有者 （使用者）	4　月　1　日
市　た　ば　こ　税	売渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
都　市　計　画　税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1　月　1　日

課税標準及び税率	申告期限	納期限

○二輪車等

車種区分		税率
原動機付自転車	50ｃｃ以下	2,000円
	50ｃｃ超90ｃｃ以下	2,000円
	90ｃｃ超125ｃｃ以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪（125ｃｃ超250ｃｃ以下）		3,600円
小型二輪（250ｃｃ超）		6,000円

○軽自動車

車種区分			標準税率					
			旧税率	新税率	重課	軽課		
						25%軽減	50%軽減	75%軽減
三輪			3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円

申告期限	納期限
○取得申告 所有者等となった日から15日以内 ○廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内	令和3年5月31日

売渡し本数1,000本につき6,122円（10/1から6,552円）	当月の販売分につき翌月末日までに申告納付 手持品課税：申告期限11月1日、納付期限3月31日	
原則として、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の0.3% 免税点　固定資産税が免税となるもの		固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同一

(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）

税目＼年度			昭和58年度	昭和59年度
市民税	個人	均等割(円)	1,500	同　左
		所得割	200万円以下　簡易税額表による 200万円超　7% 230万円〃　8〃 370万円〃　9〃 570万円〃　10〃 950万円〃　11〃 1,900万円〃　12〃 2,900万円〃　13〃 4,900万円〃　14〃	同　左
	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　1,500,000 〃　50人以下　270,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　1,000,000 〃　50人以下　270,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　270,000 〃　50人以下　100,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　100,000 〃　50人以下　80,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　80,000 ○上記以外　27,000	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　180,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　144,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　48,000
		法人税割	14.7%	同　左
固定資産税			1.4%	同　左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） (円)			○原付自転車 50cc以下　700 90cc以下　1,100 90cc超　1,450 ○小型・特殊 農耕作業用　1,450 そ の 他　4,300 ○二輪の小型　3,650 ○軽自動車 二　輪　2,200 三　輪　2,850 四輪以上 乗　用 営業用　5,200 自家用　6,500 貨物用 営業用　2,900 自家用　3,650	○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ の 他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　輪　2,400 三　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000
市たばこ税			18.1%	同　左
電気税			5%	同　左
ガス税			2%	同　左
特別土地保有税			保有分　1.4% 取得分　3 %	同　左
都市計画税			0.3%	同　左

昭和60年度	昭和61・62年度
2,000	同　　左
400万円以下　簡易税額表による 400万円超　9% 570万円〃　10〃 950万円〃　11〃 1,900万円〃　12〃 2,900万円〃　13〃 4,900万円〃　14〃	20万円以下　2.5% 20万円超　3 45万円〃　4 70万円〃　5 95万円〃　6 120万円〃　7 220万円〃　8 370万円〃　9 570万円〃　10 950万円〃　11 1,900万円〃　12 2,900万円〃　13 4,900万円〃　14
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ　の　他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　輪　2,400 三　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000	同　　左
従　価　割　14.3% 従　量　割　1,000本につき350円	従　価　割　14.3% 従　量　割　1,000本につき640円
同　　左	5%
同　　左	2%
同　　左	保　有　分　1.4% 取　得　分　3　%
同　　左	0.3%

税目＼年度			昭和63年度	平成元年度
市民税	個人	均等割(円)	2,000	同　左
		所得割	60万円以下　3% 60万円超　5〃 130万円〃　7〃 260万円〃　8〃 460万円〃　10〃 950万円〃　11〃 1,900万円〃　12〃	120万円以下　3% 120万円超　8〃 500万円〃　11〃
	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　180,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　144,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　48,000	同　左
		法人税割	14.7%	同　左
固定資産税			1.4%	同　左
軽自動車税(令和元年度以前の分については軽自動車税)(円)			○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 その他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二輪　2,400 三輪　3,100 四輪以上 乗用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000	同　左
市たばこ税			従価割　14.3% 従量割　1,000本につき640円	市たばこ税 1,000本につき1,997円
電気税			5%	廃止
ガス税			2%	廃止
特別土地保有税			保有分　1.4% 取得分　3 %	同　左
都市計画税			0.3%	同　左

平成2年度	平成3・4・5年度	平成6年度
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	160万円以下　3% 160万円超　8〃 550万円〃　11〃	同　　左
同　　左	同　　左	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 ○資本等の金額10億円超 従業者　50人以下　492,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　192,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　156,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　60,000
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
―	―	―
―	―	―
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

税目＼年度			平成7年度	平成8年度	平成9・10年度
市民税	個人	均等割（円）	2,000	2,500	同　左
		所得割	200万円以下　3% 200万円超　8〃 700万円〃　11〃	同　左	200万円以下　3% 200万円超　8〃 700万円〃　12〃
	法人	均等割（円）	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 ○資本等の金額10億円超 従業者　50人以下　492,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　192,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　156,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　60,000	同　左	同　左
		法人税割	14.7%	同　左	同　左
固定資産税			1.4%	同　左	同　左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） （円）			○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ　の　他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　輪　2,400 三　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000	同　左	同　左
市たばこ税			1,000本につき1,997円	同　左	1,000本につき2,434円
電気税			廃　止	―	―
ガス税			廃　止	―	―
特別土地保有税			保有分　1.4% 取得分　3 %	同　左	同　左
都市計画税			0.3%	同　左	同　左

平成11・12・13・14年度	平成15年度	平成16・17年度	平成18年度
同　　左	同　　左	3,000	同　　左
200万円以下　3% 200万円超　8〃 700万円〃　10〃	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
1,000本につき2,668円	1,000本につき2,977円	同　　左	1,000本につき3,298円
―	―	―	―
―	―	―	―
同　　左	課　税　停　止	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

税目＼年度			平成19・20・21年度	平成22・23・24年度	平成25年度
市民税	個人	均等割（円）	3,000	同　左	100
		所得割	一律　6%	同　左	一律　5.85%
	法人	均等割（円）	○資本金等の額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 ○資本金等の額10億円超 従業者　50人以下　492,000 ○資本金等の額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　192,000 ○資本金等の額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　156,000 ○資本金等の額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　60,000	同　左	同　左
		法人税割	14.7%	同　左	同　左
固定資産税			1.4%	同　左	同　左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） （円）			○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ の 他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　輪　2,400 三　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000	同　左	同　左
市たばこ税			1,000本につき3,298円	1,000本につき4,618円	1,000本につき5,262円
電気税			－	－	－
ガス税			－	－	－
特別土地保有税			課税停止	同　左	同　左
都市計画税			0.3%	同　左	同　左

平成26年度	平成27年度
3,500	同　　左
一律　　6%	同　　左
同　左	同　　左
同　左	14.7% (H26.10.1以後に開始する事業年度分から12.1%)
同　左	同　　左
同　左	○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ　の　他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　　輪　2,400 三　　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000 ○四輪以上及び三輪（平成27年4月1日以降に新車登録した車両） 三　　輪　3,900 営業用　6,900 自家用　10,800 営業用　3,800 自家用　5,000
1,000本につき 5,262円	同　　左
―	―
―	―
同　左	同　　左
同　左	同　　左

<table>
<tr><th colspan="3">税目 ＼ 年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th></tr>
<tr><td rowspan="5">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割（円）</td><td>3,500円</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　　6%</td><td>同左</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人</td><td>均等割（円）</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">税率（年額）</th></tr>
<tr><th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th><th>市内事務所等の従業員数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr>
<tr><td>１千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>60千円</td></tr>
</table>
</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>12.1%</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>1.4%</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税（種別割）
（令和元年度以前の分については軽自動車税）
（円）</td><td>○原動機付自転車
50cc以下　2,000円
50cc超 90cc以下　2,000円
90cc超 125cc以下　2,400円
ミニカー　3,700円
○軽自動車
<table>
<tr><th></th><th>旧税率</th><th>新税率</th><th>重課</th><th>軽課（75%・50%・25%）</th></tr>
<tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>1,000円・2,000円・3,000円</td></tr>
<tr><td>四輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>1,800円・3,500円・5,200円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>2,700円・5,400円・8,100円</td></tr>
<tr><td>四輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>1,000円・1,900円・2,900円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>1,300円・2,500円・3,800円</td></tr>
</table>
小型特殊自動車
農耕用　2,400円
その他　5,900円
○二輪（250cc以下）　3,600円
○二輪の小型自動車（250cc超）　6,000円</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>1,000本につき5,262円
旧3級品は1,000本につき2,925円</td><td>1,000本につき5,262円
旧3級品は1,000本につき3,355円</td></tr>
<tr><td colspan="3">電気税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">ガス税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>課税停止</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>0.3%</td><td>同左</td></tr>
</table>

平成30年度	令和元年度
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
1,000本につき5,262円(9/30迄),5,692円(10/1以降) 旧3級品は1,000本につき4,000円	1,000本につき5,692円 旧3級品は1,000本につき4,000円(9/30迄),10/1以降は在庫品の販売を以って終了
−	−
−	−
同左	同左
同左	同左

<table>
<tr><th colspan="3">税目 ＼ 年度</th><th>令和2年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割（円）</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　　6%</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>均等割（円）</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">税率
（年額）</th></tr>
<tr><th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th><th>市内事務所等の従業員数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr>
<tr><td>１千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>60千円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>法人税割</td><td>8.4%</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>1.4%</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税（種別割）
（令和元年度以前の分については軽自動車税）
（円）</td><td>○原動機付自転車
50cc以下　2,000円
50cc超 90cc以下　2,000円
90cc超 125cc以下　2,400円
ミニカー　3,700円
○軽自動車
<table>
<tr><th></th><th>旧税率</th><th>新税率</th><th>重課</th><th>軽課（75%・50%・25%）</th></tr>
<tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>1,000円・2,000円・3,000円</td></tr>
<tr><td>四輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>1,800円・3,500円・5,200円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>2,700円・5,400円・8,100円</td></tr>
<tr><td>四輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>1,000円・1,900円・2,900円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>1,300円・2,500円・3,800円</td></tr>
</table>
小型特殊自動車
農耕用　2,400円
その他　5,900円
○二輪（250cc以下）　3,600円
○二輪の小型自動車（250cc超）　6,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>1,000本につき5,692円(9/30迄),6,122円(10/1～)</td></tr>
<tr><td colspan="3">電気税</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">ガス税</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>課税停止</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>0.3%</td></tr>
</table>

令和3年度
同左
同左
同左
同左
同左
同左
同左
1,000本につき6,122円(9/30迄), 6,552円(10/1～)
－
－

(3) 市町村税の税率等の推移

ア　市町村民税

（ア）個　　人

項目＼年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
基礎控除	所得税に同じ				
配偶者控除					
扶養控除	所得税に同じ				
税　　率	均等割 400円～800円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和25年度に限り(1)方式のみしかとれない。	均等割 300円～700円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 10% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 20%	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 200円～600円 所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.50% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 7.50% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 15%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 以下左に同じ

昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0〃 8万円 〃 3.7〃 15万円 〃 4.5〃 30万円 〃 5.2〃 50万円 〃 6.0〃 80万円 〃 6.7〃 120万円 〃 7.5〃 200万円 〃 8.2〃 300万円 〃 9.0〃 (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7〃 7万円 〃 5.0〃 12万円 〃 6.4〃 20万円 〃 8.1〃 35万円 〃 10.0〃 50万円 〃 12.3〃 80万円 〃 15.0〃 120万円 〃 18.3〃 160万円 〃 22.5〃	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 % (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率 3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 〃 3.0〃 8万円 〃 3.1〃 15万円 〃 3.5〃 20万円 〃 4.1〃 30万円 〃 4.4〃 50万円 〃 5.4〃 80万円 〃 5.5〃 100万円 〃 6.3〃 120万円 〃 6.5〃 150万円 〃 7.2〃 200万円 〃 7.4〃 250万円 〃 8.1〃 300万円 〃 8.3〃 400万円 〃 9.1〃 500万円 〃 9.2〃 (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率 3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 〃 3.5〃 7万円 〃 3.8〃 13万円 〃 4.3〃 17万円 〃 5.2〃 25万円 〃 5.8〃 40万円 〃 7.5〃 60万円 〃 7.9〃 75万円 〃 9.5〃 90万円 〃 10.0〃 110万円 〃 11.8〃 140万円 〃 12.3〃 170万円 〃 14.5〃 200万円 〃 15.1〃 250万円 〃 17.8〃 300万円 〃 18.5〃 350万円 〃 21.7〃	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 〃 4〃 50万円 〃 5〃 100万円 〃 6〃 150万円 〃 7〃 250万円 〃 8〃 400万円 〃 9〃 600万円 〃 10〃 (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率 3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 〃 4〃 20万円 〃 5〃 40万円 〃 6〃 60万円 〃 7〃 80万円 〃 8〃 110万円 〃 9〃 140万円 〃 11〃 180万円 〃 13〃 270万円 〃 16〃 380万円 〃 20〃 580万円 〃 24〃	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和42年度
基礎控除	９万円			10万円	
配偶者控除				（新設）　8万円	
扶養控除	１人目７万円 ２人目以降３万円 前年の合計所得金額が５万円を超える配偶者がある場合１人目５万円		前年の合計所得金額が５万円を超える配偶者がある場合 １人目　　６万円	扶養控除１人４万円 控除対象配偶者がない場合１人目７万円 前年の合計所得金額が５万円を超える配偶者がある場合 １人目　　６万円	扶養親族１人４万円 控除対象配偶者がない場合 １人目　７万円
税　　率	所得割 (1) 本文方式 ｝ 準拠税率 (2) 但書方式 ｝ 準拠税率 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円　〃　4% 50万円　〃　5% 100万円　〃　6% 150万円　〃　7% 250万円　〃　8% 400万円　〃　9% 600万円　〃　10% 1,000万円　〃　11% 2,000万円　〃　12% 3,000万円　〃　13% 5,000万円　〃　14%	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円　〃　4〃 70万円　〃　5〃 以下左に同じ	所得割の不均衡是正 1　40年度適用 (1) 本文方式へ統一 （但書方式の廃止） (2) 標準税率の法定 （段階、税率は左に同じ） (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍の率) 2　39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得控除とした。 (2) 専従者の税額控除の最低限の法定 3　上記１、２による減収については市町村民税臨時減税補てん債により元利とも補てんすることとされた。	所得割 退職所得については、42年１月１日から現年分離課税額は、当分の間算出税額の90%	

昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族　１人５万円 控除対象配偶者がない場合 １人目　８万円	扶養親族　１人６万円 控除対象配偶者がない場合 １人目　８万円	扶養親族　１人　８万円 配偶者がない場合 １人目　９万円	扶養親族１人　10万円 配偶者がない場合 １人目　11万円	扶養親族１人　11万円 配偶者がない場合 １人目　12万円
		所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (ｲ) 45，46，47年度 2.7% (ﾛ) 48，49年度 3.4% (ﾊ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (ｲ)又は(ﾛ)のいずれか多い金額 (ｲ) 8% (ﾛ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額		

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族１人　12万円 配偶者がない場合 １人目　14万円 （新設） 老人扶養親族　14万円	扶養親族１人　14万円 老人扶養親族１人　6万円 配偶者がない場合 16万円	扶養親族１人　17万 老人扶養親族１人 19万 配偶者がない場合 19万	
税　率	所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円　〃　4〃 80万円　〃　5〃 110万円　〃　6〃 150万円　〃　7〃 250万円　〃　8〃 400万円　〃　9〃 600万円　〃　10〃 1,000万円　〃　11〃 2,000万円　〃　12〃 3,000万円　〃　13〃 5,000万円　〃　14〃	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の110% 相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち特定 市街化区域内農地等の譲渡 所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得 税額の12.1% （ただし49年度は9.1%）		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額　1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額　1,200円 (3) その他の市町村 年額　700円 制限税率 上記区分による (1) 年額　2,200円 (2) 年額　1,600円 (3) 年額　1,000円

昭和52年度	昭和54年度
20万円	21万円
20万円	21万円
扶養親族１人　19万円 老人扶養親族１人　20万円 配偶者がない場合　20万円	扶養親族１人　20万円 老人扶養親族１人　21万円 配偶者がない場合　21万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得（52～56年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の４分の３を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（52～54年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の４%に相当する金額との合計額	

（注）　昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和55年度
基礎控除	22万円
配偶者控除	22万円
扶養控除	扶養親族１人　22万円 老人扶養親族１人　23万円 （新設） 同居老親等扶養親族１人　26万円
税　率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市　年額　2,000円 (2) 人口５万以上50万未満の市　年額　1,500円 (3) その他の市町村　年額　1,000円 制限税率 上記区分による (1) 年　額　2,600円 (2) 年　額　2,000円 (3) 年　額　1,400円 所得割 (1) 30万円以下の金額　2% 30万円を超える金額　3〃 45万円　〃　4〃 70万円　〃　5〃 100万円　〃　6〃 130万円　〃　7〃 230万円　〃　8〃 370万円　〃　9〃 570万円　〃　10〃 950万円　〃　11〃 1,900万円　〃　12〃 2,900万円　〃　13〃 4,900万円　〃　14〃 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ㋑ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　4% ㋺ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の２分の１を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（55～57年度） ㋑ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　3.4% ㋺ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の４%に相当する金額との合計額

（注）　昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。

昭和56年度	昭和58年度
（新設）老人控除対象配偶者　　23万円	（新設）　同居の特別障害者である控除対象配偶者　　25万円
	（新設）　同居の特別障害者である扶養親族１人　　25万円
所得割 　土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 　　(56年度までの適用期限を廃止) (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　４％ (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 　160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の金額の２分の１の額と8,000万円を超える金額の４分の３の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 　　(56年度までの適用期限を廃止)	所得割 　土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　４％ (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 　160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（58～60度） (ｲ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　4% ﾛ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 　160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の５％に相当する金額との合計額 (ﾛ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ　優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万以下である場合 　上記(1)の(ｲ)又は(ﾛ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ﾛ　優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万を超える場合 　160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の５％に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（58～60年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　3.4% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 　136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の４％に相当する金額との合計額

（注）1.　昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。
　　2.　昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
基礎控除	25万3千円	26万円	
配偶者控除	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者　34万円
扶養控除	扶養親族 1人　25万3千円 老人扶養親族 1人　26万3千円 同居の特別障害者である扶 1人　29万3千円 同居老親等扶養親族 1人　30万3千円	扶養親族 1人　26万円 老人扶養親族 1人　27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人　30万円 同居老親等扶養親族 1人　31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人　34万円
税　率		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額　2,500円 (2) 人口５万以上50万未満の市 年額　2,000円 (3) その他の市町村 年額　1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額　3,200円 (2) 年額　2,600円 (3) 年額　2,000円 所得割 20万円以下の金額　2.5% 20万円を超える金額　3〃 45万円　〃　4〃 70万円　〃　5〃 95万円　〃　6〃 120万円　〃　7〃 220万円　〃　8〃 370万円　〃　9〃 570万円　〃　10〃 950万円　〃　11〃 1,900万円　〃　12〃 2,900万円　〃　13〃 4,900万円　〃　14〃	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4％ ﾛ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万を超える金額の５％に相当する金額との合計額 (ﾛ) 長期課税所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4％ (b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の２分の１の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ﾛ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の５％に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（61～63年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4％ (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の５％に相当する金額との合計額

（注）1. 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除　について上記金額にそれぞれ７千円が加算される。
2. 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。
3. 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

昭和63年度	平成元年度
28万円	
控除対象配偶者　28万円 老人控除対象配偶者　29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　36万円 （新設）配偶者特別控除　14万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 １人　28万円 老人扶養親族 １人　29万円 同居の特別障害者である扶養親族 １人　36万円 同居老親等扶養親族 １人　33万円	
所得割 (1)　60万円以下の金額　3% 60万円を超える金額　5〃 130万円　〃　7〃 260万円　〃　8〃 460万円　〃　10〃 950万円　〃　11〃 1,900万円　〃　12〃 (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（昭和63～平成３年度） (ｲ)又は(ﾛ)のいずれか多い金額 (ｲ) 11% (ﾛ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (ｲ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（昭和63～平成３年度） (ﾛ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（昭和63～平成３年度） 譲渡所得（昭和63～平成３年度）	所得割 (1) 120万円以下の金額　3% 120万円を超える金額　8〃 500万円　〃　11〃 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (ｲ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ｲ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　４% ﾛ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合　160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ﾛ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（平成元年度～３年度）　４% (ﾊ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特別の適用を受けるものを除く。） ｲ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　2.7% ﾛ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合　108万円と課税長期譲渡所得金が4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

（市町村民税「個人」つづき）

年度 項目	平成2年度	
	昭和63年12月改正による	平成元年度改正による
基礎控除	30万円	
配偶者控除	控除対象配偶者　30万円 老人控除対象配偶者　35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　44万円 配偶者特別控除　30万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	老人控除対象配偶者（障害者を含む。）　35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　51万円 （新設）同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円
扶養控除	扶養親族　1人　30万円 老人扶養親族　1人　35万円 同居の特別障害者である扶養親族　1人　44万円 同居老親等扶養親族　1人　42万円 （新設）特定扶養親族　1人　35万円 （新設）同居の特別障害者である特定扶養親族 1人　49万円	老人扶養親族（障害者を含む。）　1人　35万円 同居の特別障害者である扶養親族　1人　51万円 （新設）同居の特別障害者である老人扶養親族 1人　56万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。）1人　42万円 （新設）同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人　63万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　1人　56万円
税　率	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率　4% (2) 資産合算課税制度の廃止	

平成3年度	平成4・5年度
31万円	
控除対象配偶者　31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む）　36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者　57万円 57万円 配偶者特別控除　31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）	
扶養親族　1人　31万円 老人扶養親族（障害者を含む）　1人　36万円 同居の特別障害者である扶養親族　1人　52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族　1人　57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む）　1人　43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人　64万円 特定扶養親族　1人　36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　1人　57万円	
所得割 (1)　160万円以下の金額　3% 160万円を超える金額　8〃 550万円　〃　11〃 (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、その適用期間を平成10年度まで延長。 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得（平成４年度～９年度）　3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得、平成４年度限りで廃止。なお、平成４年1月1日から平成５年３月31日までの譲渡については、5.8%で課税。 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成５年度から2.7%の税率が適用される特別控除後の譲渡益を4,000万円から6,000万円に引き上げる。 (ニ) 長期譲渡所得のうち、上記(イ)、(ロ)、(ハ)以外の譲渡所得（平成５年度～）	みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置を平成５年度限りで廃止。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成6年度	平成7・8年度
基礎控除	31万円	33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 老人控除対象配偶者（障害者を含む） 同居の特別障害者である控除対象配偶者 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 配偶者特別控除 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）
扶養控除	特定扶養親族　１人　39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 １人　60万円	扶養親族　１人　33万円 特定扶養親族　１人　41万円 老人扶養親族（障害者を含む）　１人　38万円 同居老親扶養親族（障害者を含む）　１人　45万円 同居の特別障害者である扶養親族　１人　54万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　１人　62万円 同居の特別障害者である老人扶養親族　１人　59万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族１人　66万円
税　率	所得割 ○特別減税 所得割額の20%を減税。 （ただし、府民税と合わせて20万円が限度。） (ｲ) 特別徴収 ６月及び７月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を８月から翌年５月までの１０ヶ月間で徴収。 (ﾛ) 普通徴収 第１期分で特別減税額を控除。	所得割 (1) 200万円以下の金額　3% 200万円を超える金額　8% 700万円を超える金額　11% (2) 特別減税 所得割額の15%を減税。 （ただし、府民税と合わせて２万円が限度。） (ｲ) 特別徴収 ６月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税から翌年５月までの11ヶ月間で徴収。 (ﾛ) 普通徴収 第１期分で特別減税額を控除。 (3) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率（平成８年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分　5.5% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分　6%

平成9年度	平成10年度
所得割 (1) 200万円以下の金額　3% 200万円を超える金額　8% 700万円　〃　12% (2) 特別減税の廃止 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 9% (4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率12%、その適用期間を平成15年度まで延長。 (5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超え8,000万円以下の部分　5.5% (ハ) 課税長期譲渡所得金額のうち8,000万円を超える部分 6% (6) 土地等の譲渡に係る短期譲渡所得に対する税率 9%	所得割 (1) 特別減税 納税者……17,000円 扶養親族等１人につき…… 8,500円 (イ) 特別徴収 ６月分の市・府民税を徴収しないで、特別減税額を控除したあとの年税額を７月から翌年５月までの11か月間で徴収。 (ロ) 普通徴収 第１期分で特別減税額を控除。第１期分で控除しきれない分は、第２期以降順次控除。 (2) 土地建物等の長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得に対する税率 (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 4%

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成11年度	平成12年度
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者　56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者　61万円	
扶養控除	特定扶養親族　1人　43万円 同居の特別障害者である扶養親族　1人　56万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　1人　66万円 同居の特別障害者である老人扶養親族　1人　61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族　1人　68万円 特別障害者控除　30万円	特定扶養親族　1人　45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　1人　68万円
税　率	所得割 (1) 200万円以下の金額　3% 200万円を超える金額　8% 700万円　〃　10% (2) 定率の税額控除 所得割額の15%を減税。 （ただし、府民税と合わせて４万円が限度。） (3) 土地等の譲渡等に係る事業所得等に対する課税の特例 11年度より３年間適用しない。 (4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する課税の特例 11年度より廃止。 (5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円以下の部分　4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円を超える部分　5.5%	所得割 (1) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 4%

平成13年度	平成14・15年度
(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（改正前31万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。 (2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円（改正前18万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。	(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（改正前32万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。 (2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に24万円（改正前19万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。 (3) 商品先物取引による所得に対する個人の市民税の申告分離課税制度を創設する。 平成13年４月１日から平成15年３月31日までの間に、商品先物取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離して市民税100の4（府民税100分の2）の税率により申告を通じて課税する。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成16年度	平成17年度
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除 （配偶者の所得379,999円以下に対する上乗せ部分の廃止）
扶養控除		
税　率	(1) 所得割の非課税限度額の引下げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円（改正前36万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。 (2) 均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円24万円）を加算した金額）以下である者についてを課さないこととした。 (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率　2% (4) 先物取引に係る雑所得等に対する税率　3.4%	(1) 上場株式等以外の株式譲渡所得に対する税率 3.4% (2) 分離長期譲渡所得 （イ）一般の長期譲渡所得に対する税率 3.4% （ロ）優良住宅地等に係る長期譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 2.7% ② 〃 2,000万円を超える部分 3.4% (3) 分離短期譲渡所得 （イ）（ロ）以外の短期譲渡所得に対する税率 6% （ロ）国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に対する税率 3.4%

平成18年度	平成19年度
(1)　65歳以上の人の非課税措置の廃止 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前の生まれで、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の人には、経過措置が講じられます。 (2)　公的年金等控除額の見直し 平成17年度まで65歳以上の人の公的年金等に対しては最低140万円の控除がありましたが、この控除は平成18年度から最低120万円までに引き下げられました。 (3)　老年者控除の廃止 平成17年度まで65歳以上で前年の合計所得金額が1000万円以下の人に老年者控除（48万円）が適用されていましたが、この控除が廃止されました。 (4)　均等割および所得割が非課税となる所得限度額の引下げ ア、所得割の非課税限度額の引上げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については所得割を課さないことにした。 イ、均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないことにした。 (5)　定率減税の見直し 平成17年度まで所得割額の15%相当額（4万円）が減税されていましたが、平成18年度から所得割7.5%の相当額（上限2万円）に減税額が引き下げられました。 (6)　生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止 平成16年度まで均等割の納税義務者を負う夫と生計を一にし同じ市内に住所を有する妻に対する均等割は非課税をされていましたが、その措置は廃止され、平成17年度は経過措置として2分の1の減額となっていました。 平成18年度からは全額課税されます。	(1)　税率を10%に統一（市民税6%、府民税4%） 市・府民税所得割の税率が3段階から一律10%に統一されました。 (2)　定率減税の廃止 (3)　老年者の市・府民税の非課税措置が廃止されましたが経過措置がとられています。 昭和15年1月2日以前生まれで、かつ合計所得金額が125万円以下の方は税額の3分の1を減額 (4)　人的控除の差額が調整されます。 所得税と市・府民税の人的控除に差があるため、税源移譲による負担増を調整するため市・府民税所得割額から減額されます。 (5)　分離課税等の税率割合の変更 総合課税を行わない分離課税に係る都道府県分と市町村分の税率割合を税源移譲後の割合に合わせ一部を除き、市民税：府民税＝３：２とされます。 （ア）　一般の譲渡の場合　3% （イ）　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 2000万円以下の部分　2.4% 2000万円超の部分　3% （ウ）　所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合 6000万円以下の部分　2.4% 6000万円超の部分　3% （エ）　短期譲渡所得に対する税率の計算 国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率　3% 国または地方公共団体以外に対する土地等の譲渡に対する税率　5.4% （オ）　株式等に係る譲渡の場合　3% （カ）　上場株式等を譲渡した場合　1.8% （キ）　先物取引に係る雑所得等に係る課税の場合　3% (6)　配当控除の控除率の変更 株式の配当所得がある人の算出所得割から差し引く配当控除の控除率が変更されます。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成21年度	平成22年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税　率	（１）市民税・府民税の公的年金等からの特別徴収制度の の導入 公的年金等にかかる市民税・府民税の納税義務者（均等割・所得割）のうち、平成２１年４月１日現在において老齢基礎年金等の給付を受けている６５歳以上上の人を対象に１０月支給分の公的年金等から特別徴収されます。 （２）市民税・府民税における寄附金税制の拡充 （イ）これまでの寄附金控除（基本控除）の見直し 市民税・府民税における寄附金控除の寄付金対象額額が５千円超に引き下げられ、上限は総所得金額等の３０％に引き上げられました。 （ロ）地方公共団体に対する寄附金税制の拡充（ふるさと）と納税） 個人が地方公共団体に対し、年間で５千円を超える寄付をされた場合、上記（基礎控除）と、下記（特例控除）控除）の合計額が市・府民税（所得割）から控除されます。 （基礎控除）［寄附金－５千円］×１０％ （特例控除）［寄附金－５千円］×［９０％－所得税の限界税率］ の限界税率］ ※（特例控除）の額については、市・府民税（所得割）の１割割が上限です。 ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※日本赤十字社・共同募金会に対する寄附金については上記の（基本控除）のみの適用で（特例控除）は適用されません。ません。	(1)　平成22年度分市･府民税より、市･府民税住宅ローン控除申告書の提出が不要となります。 住宅ローン控除の算定については、事業所より提出される給与支払報告書または、確定申告書等により算出。 (2) 上場株式等に係る配当・譲渡所得に対する軽減税率の延長 平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われる譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して、申告分離課税により課される個人市・府民税所得割の税率については、3%（市民税1.8%、府民税1.2%）の軽減税率とする措置が平成23年12月31日まで延長されました。 (3)　上場株式等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設 平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得の金額については申告分離課税を選択できる制度が創設されました。 この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択適用とすることとし、総合課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができますが、申告分離課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができません。 ※平成21年1月1日から23年12月31日まで 総合課税：市・府民税10%　所得税5～40% 分離課税：市・府民税3%（市民税1.8%、府民税1.2%）　所得税7% (4) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算特例の創設 平成22年度分以後の個人市・府民税については、前年分の上場株式等の譲渡損失または前年以内3年の譲渡損失があるとき「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当所得との間で、損益通算ができる特例が創設されました。また、源泉徴収選択収選択を活用した方式については、平成22年1月1日から適用となります。

平成24年度	平成25年度
(1) 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除廃止 (2) 年齢16歳以上19歳未満の控除上乗せ部分(12万円)が廃止、扶養控除の額が33万円に変更。	
(1)同居の特別障害者に係る障害者控除の見直し 扶養親族か控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除か配偶者控除の額に23万円を加算する措置を、特別障害者控除に23万円を加算する措置に変更。 (2)公的年金等を受給されている方の確定申告の手続が変更 所得税法の一部が改正されたことにより、平成23年分の確定申告から、公的年金の収入の合計金額が400万円以下で、なおかつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告書の提出が不要。 (3)寄附金税額控除の拡充 平成23年1月1日以降に支出する寄附金について、寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄付でも税額控除の対象となります。 【基本控除】対象:全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金、日本赤十字社大阪府支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認を得たもの。 計算方法:(寄附金－2千円)×10% 【特例控除(ふるさと納税)】対象:全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金。 計算方法:(寄附金－2千円)×(90%－所得税の限界税率) ※特例控除については、市・府民税(所得割)の1割が上限 ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※寄附金控除対象限度額は、総所得金額等の合計額の30%です。 (4)分離所得に係る特例措置の延長 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減措置(府民税1.2%市民税1.8%)の特例を2年延長。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%の軽減税率の特例を2年延長。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長。 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日としました。	(1)減税 平成25年度に限り、個人市民税平均５%の減税を実施。市民税均等割額を3,000円から100円とし、市民税所得割の税率は6%から5.85%に変更。 (2)生命保険料控除の見直し 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障を内容とする保険について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれ適用限度額が28,000円、合計適用額が70,000円となります。 ※平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関しては、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額35,000円）が適用されます。 ・新契約にかかる生命保険料控除額の計算方法 年間支払保険料等12,000円まで 支払保険料等の全額 〃 12,001円から32,000円まで 支払保険料等×1/2＋6,000円 〃 32,001円から56,000円まで 支払保険料等×1/4＋14,000円 〃 56,001円以上 一律28,000円

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成26年度	平成27年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税　率	(1)市・府民税の均等割額の見直し 東日本大震災からの復興に関し自治体が実施する防災施策に必要な財源確保のための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税・府民税均等割額にそれぞれ500円が加算。 (2)公的年金所得者の寡婦（寡夫）控除の手続の簡素化 公的年金等に係る所得以外の所得（給与所得等）を有しなかった人で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、年金保険者に扶養控除申請書を提出（寡婦（寡夫）欄を記入）することにより、市・府民税申告書の提出が不要。 (3)ふるさと寄附金税額控除（特例控除額）の見直し 平成25年から平成49年までの復興特別所得税(2.1%)が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、所得税を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることになります。これにより地方公共団体への寄附金（ふるさと寄附金）に係る市・府民税の税額控除（特例控除）について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税分(2.1%)に対応する率が調整されます。 ○改正後の特例控除額 ＝（寄附金額-2,000円）×(90%-（0～40%の所得税率×1.021)） (4)給与所得控除の見直し 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられた。	(1)住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、居住日の適用期間が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長。市・府民税から控除される控除限度額は、以下のとおり。 ・居住年が平成26年3月31日までは、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円) ・居住年が平成26年4月1日から平成29年12月31日まで(注)は、所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円) (注)住宅に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限る。 (2)上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止 上場株式等の配当・譲渡所得の税率については、10%軽減税率(市民税1.8%、府民税1.2%、所得税7%)が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率である20%(市民税3%、府民税2%、所得税15%)が適用される。 (3)市・府民税配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の変更 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止にともない、市・府民税の配当割額・株式等譲渡所得割額控除額も変更。上場株式の配当・譲渡所得(源泉徴収がある特定口座)については所得税とあわせて市・府民税が源泉徴収されるが、市・府民税の税率は、平成25年12月31日までは3%、平成26年1月1日以降は5%となる。当該所得については、確定申告は不要であるが、納税者自身の選択により確定申告した場合は、翌年度の市・府民税から配当割額・株式等譲渡所得割額を税額控除する。

平成28年度	平成29年度
(1)ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ 　地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の100分の20に相当する金額を限度とする。 (2)住宅ローン減税制度の適用期限の延長 　個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長（平成31年6月末）。 (3)森林環境税の創設 　大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割額に300円を加算。	(1)給与所得控除の見直し 　給与収入　　給与所得控除額（上限額） 　1,200万円　　230万円 (2)市民税・府民税申告書等のマイナンバーの記入 平成29年度市民税・府民税申告(平成28年分確定申告)から、申告書へのマイナンバーを記入 (3)金融所得課税の一体化等の見直し 特定公社債等の利子所得及び譲渡所得を申告分離課税とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算と繰越控除が可能となる。 (4)日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、申告書等を提出する際に、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要 (5)公的年金からの市・府民税の特別徴収制度の変更 平成29年4・6・8月（仮徴収税額）から、税制改正により「前年度年間市・府民税額の6分の1の額」に変更

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成30年度	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲・控除額の見直し （1）配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が納税者自身の合計所得金額に応じて適用。 （2）配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に拡大。
扶養控除		
税　率	(1)給与所得控除の見直し 給与収入　　給与所得控除額（上限額） 1,000万円　　220万円 (2)医療費控除の手続きの改正 医療費の領収書の添付が不要となり、医療費の明細書の作成及び添付が必要。医療費の領収書は申告期間から5年間、自身で保管が必要。 (3)医療費控除の特例の創設 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除することが可能。	・住宅借入金等特別控除の適用手続きの要件緩和 令和元年度以後の市・府民税において、納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合にも、住宅ローン控除が適用されることとなる。

令和2年度	令和3年度
	合計所得金額　　基礎控除額 2,400万円以下　　43万円 2,400万円超2,450万円以下　　29万円 2,450万円超2,500万円以下　　15万円 2,500万円超　　適用なし
	(1)給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う配偶者控除・配偶者特別控除の適用範囲の変更 ・配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限がそれぞれ38万円から48万円、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に拡大。 (2)配偶者控除・配偶者特別控除の重複控除の適用範囲の変更 ・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用は、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととした。 ・配偶者控除を受けている場合、その配偶者が配偶者特別控除を適用できないこととした。
	給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う扶養控除の適用範囲の変更 ・扶養親族の合計所得金額の上限が38万円から48万円に拡大。
(1)住宅借入金等特別控除の拡充 令和元年10年1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長。（10年間→13年間） (2)寄付金税額控除の見直し 令和元年6月1日以後に指定対象外の団体に対して支出された寄付金はふるさと納税の対象外となる。市・府民税に係る寄付金控除の特例控除額部分は対象外であるが、所得税の所得控除及び市・府民税の基本控除額部分は対象となり控除される。 (3)森林環境税の延長 大阪府において府民税均等割に300円加算する措置が令和5年度まで延長。	(1)調整控除の見直し 合計所得金額2,500万円を上限額とする。 (2)給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う措置 ・障害者等に対する非課税措置の合計所得金額の上限が125万円から135万円に拡大。 ・家内労働特例が65万円から55万円に変更。 ・均等割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数＋21万円から35万円×人数＋21万円＋10万円へ拡大。また、単身者は35万円から45万円へ拡大。 ・所得割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数＋32万円から35万円×人数＋32万円＋10万円へ拡大。また、単身者は35万円から45万円へ拡大。 ・勤労学生控除の適用上限が、合計所得金額65万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下から、合計所金額75万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下へ拡大。 (3)給与所得控除の見直し ・給与所得控除を一律10万円引き下げることとした。 ・給与所得控除の給与等の適用上限を収入金額850万円に引き下げることとした。 (4)公的年金等控除の見直し ・公的年金等控除を一律10万円引き下げることとした。 ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は一律10万円、2,000万円を超える場合一律20万円をさらに引き下げることとした。 ・公的年金等の金額が1,000万円を超える場合、195万5,000円を上限とする。 (5)未婚のひとり親に対する税制上の措置 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親控除が適用される。また、合計所得金額135万円以下の者を非課税対象者とする。 (6)寡婦（寡夫）控除の見直し ・ひとり親控除の新設に伴い、寡夫控除を廃止することとした。 ・子以外の扶養親族を持つ寡婦についても500万円以下の所得制限を設けた。 (7)イベント中止に伴う入場料等の払戻請求権を破棄した方への寄付金控除 政府の自粛要請を受けて中止したイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した分は寄付金控除として適用される。ただし、文化庁・スポーツ庁のホームページに記載しているもので、20万円を上限とする。 (8)住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化 令和元年10年1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば特例措置（適用期間13年）が適用される。

（イ）法　　人

項目＼年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
税　　率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口50万以上の市 2,400円 (4,000円) 人口５万以上50万未満の市 1,800円 (3,000円) 上記以外の市並びに町村 1,200円 (2,000円)	法人税割 標準税率 15% 制限税率 16%	法人税割 標準税率 12.5%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9%	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率（制限税率） 1　資本の金額又は出資金が１千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額4,000円（7,000円） 2　上記法人以外の法人等 年額2,400円（4,000円）

昭和45年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和52年度
法人税割 標準税率　9.1%	法人税割 標準税率　12.1% 制限税率　14.5%	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が１億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 (2) 資本の金額又は出資金額が１億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　12,000円（20,000円） (3) (1)、(2)以外の法人等 年額　7,200円（12,000円）	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が１億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　80,000円 (134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が１億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　24,000円 (40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額　8,000円 (13,000円)

昭和53年度	昭和56年度
標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　800,000円（1,000,000円） (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　400,000円（560,000円） (3) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　80,000円（134,000円） (4) 資本の金額又は出資金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　24,000円（40,000円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　8,000円（13,000円）	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　800,000円（1,000,000円） (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　400,000円（560,000円） (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　80,000円（134,000円） (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　24,000円（40,000円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　8,000円（13,000円） 法人税制　標準税率　12.3% 制限税率　14.7%

昭和58年度	昭和59年度
均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　1,200,000円（1,500,000円） (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　700,000円（1,000,000円） (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　160,000円（270,000円） (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　60,000円（100,000円） (5) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　48,000円（80,000円） (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　16,000円（27,000円）	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　400,000円 (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　150,000円 (5) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　40,000円

（市町村民税「法人」つづき）

年度 項目	昭和60年度～平成17年度
税　　率	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の 年額　3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合が50人超の法人 年額　1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法 年額　410,000円 (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合が50人超の法人 年額　400,000円 (5) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合が50人以下の法人 年額　160,000円 (6) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の合計数が50人超の法人 年額　150,000円 (7) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数のが50人以下の法人 年額　130,000円 (8) 資本等の金額が１千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人の法人 年額　120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　50,000円

平成18年度	平成27年度
均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1)資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　3,000,000円 (2)資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　1,750,000円 (3)資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　410,000円 (4)資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　400,000円 (5)資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　160,000円 (6)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　150,000円 (7)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　130,000円 (8)資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　120,000円 (9)上記に掲げる法人以外の法人等 年額　50,000円	法人税割 標準税率　9.7% 制限税率　12.1% ※新税率は平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から適用 均等割 平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金に資本準備金を加えた額」を下回る場合は、「資本金に資本準備金を加えた額」をもとに判断する。

令和2年度	令和3年度
法人税割 　標準税率　6.0% 　制限税率　8.4% ※新税率は令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から適用	法人税割 　標準税率　6.0% 　制限税率　8.4%

イ　固定資産税

項目＼年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和34年度	昭和39年度
税　　率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ　の　他	免税点 １万円	免税点 償却資産 ３万円	免税点 償却資産 ５万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土　地 ２万円 家　屋 ３万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講じられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 （昭和39年度 ～ 昭和40年度） 土地 ２万４千円

項目＼年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和48年度
そ　の　他	大規模償却資産に対する課税制度額の引上げ措置が講じられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講じられた。 (2) 免税点 土地　８万円 家屋　５万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税制度額の引上げ措置が講じられた。	百分の1.7を超える税率で課す市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税適正化を図るための措置が講じられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講じられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の２分の１の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するＡ農地及びＢ農地について課税の適正化を図るための措置が講じられた。 (3) 免税点 土地　15万円 家屋　8万円 償却資産　100万円

項目＼年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和54年度	昭和57年度
そ　の　他	(1) 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居１戸につき200㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の４分の１の額とする措置が講じられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講じられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講じられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講じられた。 (2) 農地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講じられた。 (3) 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が１年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度ま昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度ま昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農　地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額３万円以上のＣ農地（新適用市街化区域農地）について課税の適正化を図るとともに、Ａ、Ｂ農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。

項目＼年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
そ　の　他	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 農　地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の処置が講じられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成２年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農　地 評価替えに伴い昭和63年度から平成２年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講じられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。

（固定資産税つづき）

<table>
<tr><th>年度
項目</th><th>平成3年度</th><th>平成6年度</th></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>(1) 宅地等
評価替に伴い、平成３年度から平成５年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。
尚、住宅用地と法人所有に係る非住宅用地について、全面的に負担調整率が改正された。
(2) 農　地
評価替に伴い、平成３年度から平成５年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。
(3) 特定市街化区域農地
昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。
尚、次の改正が行われた。
○長期営農継続農地制度は、平成３年度限りで廃止される。
○平成４年度以降、生産緑地の指定を受けたものを除き、三大都市圏の特定市の全ての市街化区域内農地が宅地並課税となる。
(4) 免税点の引き上げが行われた。
土　　地　　30万円
家　　屋　　20万円
償却資産　　150万円</td><td>(1) 宅地等
①評価替えに伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の６分の１に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については３分の１とする措置が講じられた。
②評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成６年度～平成８年度）が講じられた。
<table><tr><th>評価の上昇割合</th><th>暫定特例率</th></tr><tr><td>1.8倍を超え、４倍以下のもの</td><td>価格の3/4</td></tr><tr><td>４倍を超え、7.5倍以下のもの</td><td>価格の2/3</td></tr><tr><td>7.5倍を超えるもの</td><td>価格の1/2</td></tr></table>
③評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで新たな負担調整措置が講じられた。
(2) 一般農地
評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで平成３年度と同様の負担調整措置が講じられた。
(3) 特定市街化区域農地
評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置の拡充（価格の1/3とする。）が図られた。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>年度
項目</th><th>平成7年度・平成8年度</th></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>(1) 宅　地　等
①　地価の下落に対応するため、平成６年度からの特例措置に加え、平成７年度と平成８年度の２年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。
<table><tr><th>上　昇　割　合</th><th>臨 時 特</th></tr><tr><td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td><td>価格の3/4</td></tr><tr><td>4.8倍を超え、６倍以下のもの</td><td>価格の3/5</td></tr><tr><td>６倍を超えるもの</td><td>価格の1/2</td></tr></table>
②　平成７年度から平成８年度まで新たな負担調整措置が講じられた。

(2) 特定市街化区域農地
宅地等と同様、暫定的な特別措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成７年度・平成８年度）が講じられた。</td></tr>
</table>

項目＼年度	平成9年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成９年度評価額に占める平成８年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負 担 調 整 率
0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
0.6以上0.8以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負 担 調 整 率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負 担 調 整 率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成10年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成10年度評価額に占める平成９年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負 担 調 整 率
0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
0.6以上0.8以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負 担 調 整 率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負 担 調 整 率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

（固定資産税つづき）

項目＼年度	平成11年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成11年度評価額に占める平成10年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
0.6以上0.8以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成12年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成12年度評価額に占める平成11年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額
0.6以上0.75以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成13年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成13年度評価額に占める平成12年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額
0.6以上0.75以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成14年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成14年度評価額に占める平成13年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額
0.6以上0.70以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

（固定資産税つづき）

項目＼年度	平成15年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成15年度評価額に占める平成14年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額
0.6以上0.70以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成16年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成16年度評価額に占める平成15年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。 又、制限税率（2.1%）が廃止された。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額
0.6以上0.70以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成17年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（平成17年度評価額に占める平成16年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。 又、制限税率(2.1%）が廃止された。 ① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負 担 調 整 率
0.70を超えるもの	評価額に0.70を乗じて得た額
0.6以上0.70以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負 担 調 整 率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負 担 調 整 率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成18年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成20年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ① 住宅用地

負担水準	平 成 18 年 度 の 課 税 標 準
80%以上	前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成18年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】
20%以上80%未満	「前年度(平成17年度)の課税標準額＋平成18年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」上回る場合は、「平成18年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額とります。】
20%未満	「平成18年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額

※負担水準･･･前年度(平成17年度)課税標準額／(平成18年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	平 成 18 年 度 の 課 税 標 準
70%超	「平成18年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成17年度)の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度(平成17年度)の課税標準額＋平成18年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成18年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成18年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】
20%未満	「平成18年度評価額×20%」の額

※負担水準･･･前年度(平成17年度)課税標準額／平成18年度評価額

（固定資産税つづき）

項目＼年度	平成19年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成20年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成19年度の課税標準 80%以上 ／ 前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成19年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】 20%以上80%未満 ／ 「前年度(平成18年度)の課税標準額＋平成19年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」上回る場合は、「平成19年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額とります。】 20%未満 ／ 「平成19年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成18年度)課税標準額／(平成19年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成19年度の課税標準 70%超 ／ 「平成19年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成18年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成18年度)の課税標準額＋平成19年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成19年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成19年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】 20%未満 ／ 「平成19年度評価額×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成18年度)課税標準額／平成19年度評価額

項目＼年度	平成20年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成20年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成20年度の課税標準 80%以上 ／ 前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成20年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】 20%以上80%未満 ／ 「前年度(平成19年度)の課税標準額＋平成20年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」上回る場合は、「平成20年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額とります。】 20%未満 ／ 「平成20年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成19年度)課税標準額／(平成20年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成20年度の課税標準 70%超 ／ 「平成20年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成19年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成19年度)の課税標準額＋平成20年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成20年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成20年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】 20%未満 ／ 「平成20年度評価額×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成19年度)課税標準額／平成20年度評価額

項目＼年度	平成21年度
そ　の　他	土地については、平成21年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成23年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成21年度の課税標準 80%以上 ／ 前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「平成21年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】 20%以上80%未満 ／ 「前年度(平成20年度)の課税標準額＋平成21年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」上回る場合は、「平成21年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額とります。】 20%未満 ／ 「平成21年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成20年度)課税標準額／(平成21年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成21年度の課税標準 70%超 ／ 「平成21年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成20年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成20年度)の課税標準額＋平成21年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成21年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成21年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】 20%未満 ／ 「平成21年度評価額×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成20年度)課税標準額／平成21年度評価額

項目＼年度	平成22年度
そ　の　他	土地については、平成21年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成23年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成22年度の課税標準 80%以上 ／ 前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「平成22年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】 20%以上80%未満 ／ 「前年度(平成21年度)の課税標準額＋平成22年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」上回る場合は、「平成22年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額とります。】 20%未満 ／ 「平成22年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成21年度)課税標準額／(平成22年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成22年度の課税標準 70%超 ／ 「平成22年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成21年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成21年度)の課税標準額＋平成22年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成22年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成22年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】 20%未満 ／ 「平成22年度評価額×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成21年度)課税標準額／平成22年度評価額

（固定資産税つづき）

項目＼年度	平成23年度
そ　の　他	土地については、平成21年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成23年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成23年度の課税標準 80%以上 ／ 前年度(平成22年度)の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「平成23年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成23年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】 20%以上80%未満 ／ 「前年度(平成22年度)の課税標準額＋平成23年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成23年度評価額×住宅用地特例率×80%」上回る場合は、「平成23年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額とります。】 20%未満 ／ 「平成23年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成22年度)課税標準額／(平成23年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成23年度の課税標準 70%超 ／ 「平成23年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成22年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成22年度)の課税標準額＋平成23年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成23年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成23年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】 20%未満 ／ 「平成23年度評価額×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成22年度)課税標準額／平成23年度評価額

項目＼年度	平成24年度
そ　の　他	土地については、平成24年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成26年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので **※住宅用地の負担水準については、平成24年度に80%から90%に引き上げられました。** ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成24年度の課税標準 **90%**以上 ／ 前年度(平成23年度)の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「平成24年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成24年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】 20%以上**90%**未満 ／ 「前年度(平成23年度)の課税標準額＋平成24年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成24年度評価額×住宅用地特例率×**90%**」上回る場合は、「平成24年度評価額×住宅用地特例率×**90%**」の額が課税標準額とります。】 20%未満 ／ 「平成24年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成23年度)課税標準額／(平成24年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成24年度の課税標準 70%超 ／ 「平成24年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成23年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成23年度)の課税標準額＋平成24年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「平成24年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成24年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】 20%未満 ／ 「平成24年度評価額×20%」の額 ※負担水準･･･前年度(平成23年度)課税標準額／平成24年度評価額

項目＼年度	平成25年度
そ　の　他	土地については、平成24年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成26年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので

① 住宅用地

負担水準	平成25年度の課税標準
90%以上	前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き 【ただし、前年度の課税標準額が「平成25年度評価額×住宅用地特例率」を超える場は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】
20%以上90%未満	「前年度(平成24年度)の課税標準額＋平成25年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」上回る場合は、「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」の額が課税標準額とります。】
20%未満	「平成25年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額

※負担水準･･･前年度(平成24年度)課税標準額／(平成25年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	平成25年度の課税標準
70%超	「平成25年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成24年度)の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度(平成24年度)の課税標準額＋平成25年度評価額×5%」の額 【ただし、上記により計算した額が、「平成25年度評価額×60%」を上回る場合は、「平成25年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】
20%未満	「平成25年度評価額×20%」の額

※負担水準･･･前年度(平成24年度)課税標準額／平成25年度評価額

項目＼年度	平成26年度
そ　の　他	土地については、平成24年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成26年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ※住宅用地の負担水準については、平成26年度に90%から100%に引き上げられ、住宅用地および非住宅用地共に課税標の算出内容が変更となっています。

① 住宅用地

負担水準	平成26年度の課税標準
100%以上	「平成26年度評価額×住宅用地特例率」の額
20%以上100%未満	「前年度(平成25年度)の課税標準額＋平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
20%未満	「前年度の課税標準額＋平成26年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成25年度)課税標準額／(平成26年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	平成26年度の課税標準
70%超	「平成26年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成25年度)の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度(平成25年度)の課税標準額＋平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×60%」が上限となります。】
20%未満	「前年度(平成25年)の課税標準額＋平成26年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成26年度評価額×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成25年度)課税標準額／平成26年度評価額

（固定資産税つづき）

項目＼年度	平成27年度
そ　の　他	土地については、平成27年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成29年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成27年度の課税標準 100%以上 ／ 「平成27年度評価額×住宅用地特例率」の額 20%以上100%未満 ／ 「前年度(平成26年度)の課税標準額＋平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋平成27年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度(平成26年度)課税標準額／(平成27年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成27年度の課税標準 70%超 ／ 「平成27年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成26年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成26年度)の課税標準額＋平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×60%」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度(平成26年)の課税標準額＋平成27年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成27年度評価額×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度(平成26年度)課税標準額／平成27年度評価額

項目＼年度	平成28年度
そ　の　他	土地については、平成27年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成29年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので ①　住宅用地 負担水準 ／ 平成28年度の課税標準 100%以上 ／ 「平成28年度評価額×住宅用地特例率」の額 20%以上100%未満 ／ 「前年度(平成27年度)の課税標準額＋平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋平成28年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度(平成27年度)課税標準額／(平成28年度評価額×住宅用地特例率) ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 平成28年度の課税標準 70%超 ／ 「平成28年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度(平成27年度)の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度(平成27年度)の課税標準額＋平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×60%」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度(平成27年度)の課税標準額＋平成28年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成28年度評価額×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度(平成27年度)課税標準額／平成28年度評価額

（固定資産税つづき）

項目＼年度	平成29年度
そ　の　他	土地については、平成27年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成29年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので

① 住宅用地

負担水準	平成29年度の課税標準
100%以上	「平成29年度評価額×住宅用地特例率」の額
20%以上100%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額＋平成29年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
20%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額＋平成29年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成28年度)課税標準額／(平成29年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	平成29年度の課税標準
70%超	「平成29年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成28年度)の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額＋平成29年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×60%」が上限となります。】
20%未満	「前年度(平成28年度)の課税標準額＋平成29年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成29年度評価額×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成28年度)課税標準額／平成29年度評価額

項目＼年度	平成30年度
そ　の　他	土地については、平成30年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から平成32年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので

① 住宅用地

負担水準	平成30年度の課税標準
100%以上	「平成30年度評価額×住宅用地特例率」の額
20%以上100%未満	「前年度(平成29年度)の課税標準額＋平成30年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
20%未満	「前年度の課税標準額＋平成30年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成29年度)課税標準額／(平成30年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	平成30年度の課税標準
70%超	「平成30年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成29年度)の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度(平成29年度)の課税標準額＋平成30年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×60%」が上限となります。】
20%未満	「前年度(平成29年度)の課税標準額＋平成30年度評価額×5%」の額 【ただし、「平成30年度評価額×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成29年度)課税標準額／平成30年度評価額

項目＼年度	令和元年度
そ　の　他	土地については、平成30年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から令和2年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので

① 住宅用地

負担水準	令和元年度の課税標準
100%以上	「令和元年度評価額×住宅用地特例率」の額
20%以上100%未満	「前年度(平成30年度)の課税標準額＋令和元年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
20%未満	「前年度の課税標準額＋令和元年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成30年度)課税標準額／(令和元年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	令和元年度の課税標準
70%超	「令和元年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(平成30年度)の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度(平成30年度)の課税標準額＋令和元年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×60%」が上限となります。】
20%未満	「前年度(平成30年度)の課税標準額＋令和元年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和元年度評価額×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(平成30年度)課税標準額／令和元年度評価額

項目＼年度	令和2年度
そ　の　他	土地については、平成30年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成年度から令和2年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので

① 住宅用地

負担水準	令和2年度の課税標準額
100%以上	「令和2年度評価額×住宅用地特例率」の額
20%以上100%未満	「前年度(令和元年度)の課税標準額＋令和2年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】
20%未満	「前年度の課税標準額＋令和2年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(令和元年度)課税標準額／(令和2年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	令和2年度の課税標準額
70%超	「令和2年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度(令和元年度)の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度(令和元年度)の課税標準額＋令和2年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×60%」が上限となります。】
20%未満	「前年度(令和元年度)の課税標準額＋令和2年度評価額×5%」の額 【ただし、「令和2年度評価額×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度(令和元年度)課税標準額／令和2年度評価額

（固定資産税つづき）

<table>
<tr><th>年度
項目</th><th>令和3年度</th></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>
土地については、令和3年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、令和3年度から令和6年度までの間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置がじられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので

①　住宅用地

<table>
<tr><th>負担水準</th><th>令　和　3　年　度　の　課　税　標　準　額</th></tr>
<tr><td>100%以上</td><td>「令和3年度評価額×住宅用地特例率」の額</td></tr>
<tr><td>20%以上100%未満</td><td>「前年度(令和2年度)の課税標準額＋令和3年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額
【ただし、「令和3年度評価額×住宅用地の特例率」が上限となります。】</td></tr>
<tr><td>20%未満</td><td>「前年度の課税標準額＋令和元年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額
【ただし、「令和3年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】</td></tr>
</table>

※負担水準･･･前年度(平成30年度)課税標準額／(令和元年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
※本来の課税標準額（令和3年度の価格に1/6又は1/3を乗じた額）が令和2年の課税標準額を超える場合は、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額に据置きます。

②　商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

<table>
<tr><th>負担水準</th><th>令　和　3　年　度　の　課　税　標　準　額</th></tr>
<tr><td>70%超</td><td>「令和3年度評価額×70%」の額</td></tr>
<tr><td>60%以上70%以下</td><td>前年度(令和2年度)の課税標準額に据置き</td></tr>
<tr><td>20%以上60%未満</td><td>「前年度(令和2年度)の課税標準額＋令和3年度評価額×5%」の額
【ただし、「令和3年度評価額×60%」が上限となります。】</td></tr>
<tr><td>20%未満</td><td>「前年度(令和2年度)の課税標準額＋令和3年度評価額×5%」の額
【ただし、「令和3年度評価額×20%」が下限となります。】</td></tr>
</table>

※負担水準･･･前年度(平成30年度)課税標準額／令和元年度評価額
※本来の課税標準額が令和2年の課税標準額を超える場合は、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準に据置きます。
</td></tr>
</table>

ウ　軽自動車税（種別割）　（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）

項目＼年度	昭和25年度	昭和30年度	昭和36年度	昭和40年度	昭和51年度
税　　率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc 1,000円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 営業用 2,500円	四輪以上のも 乗用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下　年額　650円 50cc～90cc　年額　1,000円 90cc　超　年額　1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　2,000円 三輪のもの　年額　2,600円 四輪以上のもの 乗　用 営業用 年額　5,200円 乗　用 自家用 年額　5,200円 貨物用 営業用 年額　2,900円 貨物用 自家用 年額　3,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額　1,300円 その他　年額　3,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額　3,300円 制限税率 標準税率の1.2倍
	昭和29年度	昭和33年度			
	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の 小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円			

エ　市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

項目＼年度	昭和29年度	昭和31年度	昭和33年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度
税　　率	（創　設） 税　率 10/115	税　率 9%	税　率 11%	税　率 12%	税　率 13.4%	税　率 15%

項目＼年度	平成元年度	平成9年度	平成11年度
税　　率	名称が市町村たばこ税に変更された平成元年４月１日以降の売渡し分 従量割　廃止 税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき　948円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,115円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円

昭和54年度	昭和59年度	昭和60年度	平成27年度
標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下　年額　700円 50cc～90cc　年額　1,100円 90cc　超　年額　1,450円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　2,200円 三輪のもの　年額　2,850円 四輪以上のもの 乗　用｛営業用 年額　5,200円 自家用 年額　6,500円｝ 貨物用｛営業用 年額　2,900円 自家用 年額　3,650円｝ 小型特殊自動車 農耕作業用 年額　1,450円 その他　年額　4,300円 (3) 二輪の小型自動車 年額　3,650円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下　年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超　年額 1,600円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む） 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗　用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,600円 その他 年額 4,700円 (3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円	標準税率 原動機付自転車 (ｲ) 50cc以下(ﾆ)に掲げるものを除く。） 年額　1,000円 (ﾛ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額　1,200円 (ﾊ) 二輪のもので、90cc超 年額　1,600円 (ﾆ) 三輪以上のもので、20cc超 年額　2,500円	新税率 平成27年度4月1日以降に新車登録した車両 軽三輪　年額　3,900円 四輪以上のもの 乗　用｛営業用 年額　6,900円 自家用 年額　10,800円｝ 貨物用｛営業用 年額　3,800円 自家用 年額　5,000円｝

昭和42年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
税　率 18.1%	昭和60年４月１日以降の売渡し等分 税　率　従価割 15% 従量割 1,000本につき350円	税　率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年５月から昭和62年３月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年３月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例平成元年3月31日まで延長され

平成15年度	平成18年度	平成22年度	平成25年度
税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 5,262円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円

（注）１．昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
２．昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

（軽自動車税（種別割）つづき）

項目＼年度	平成28年度
税　　率	○二輪車等

車種区分		税 率
原動機付自転車	50ｃｃ以下	2,000円
	50ｃｃ超90ｃｃ以下	2,000円
	90ｃｃ超125ｃｃ以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪（125ｃｃ超250ｃｃ以下）		3,600円
小型二輪（250ｃｃ超）		6,000円

○軽自動車

車種区分			標準税率					
			旧税率	新税率	重 課	軽 課		
						25%軽減	50%軽減	75%軽減
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,900円	1,900円	1,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	3,800円	2,500円	1,300円

令和元年度
令和元年10月1日より、環境性能割が創設。それに伴い現行の軽自動車税を軽自動車税（種別割）に名称変更

（市町村たばこ税つづき）

項目＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税　　率	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円（9/30迄） 5,692円（10/1～） 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円(9/30迄) 5,622円(10/1～)	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円(9/30迄) 6,122円(10/1～) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円	税率 製造たばこ等 1,000本につき 6,122円(9/30迄) 6,552円(10/1～)

オ　電気税及びガス税（電気ガス税）

項目＼年度	昭和25年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
税　率　等	税　率 0.1	免税点制度が創設された。 月　300円	税　率 9%	税　率 8%	税　率 7% 軽減税率（綿紡等） 2%	免税点 電　気 月　400円 ガ　ス 月　500円

項目＼年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
税　率　等	免税点 電　気 月　700円 ガ　ス 月 1,400円	免税点 電　気 月　800円 ガ　ス 月 1,600円	税率　６％ 免税点 電　気 月 1,000円 ガ　ス 月 2,100円	電気税とガス税が分離された。 電気税　税率　６％ ５％（１月以降） 免税点　1,200円 2,000円（１月以降） 軽減税率 綿ねん糸等　２％ 毛ねん糸　４％ ガス税　税率　５％ ４％（１月以降） 免税点　2,700円 4,000円（１月以降）

項目＼年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和57年度	平成元年度
税　率　等	ガス税 免税点 7,000円 （６月以降）	電気税 免税点 3,600円 （５月以降） ガス税 免税点 10,000円 （６月以降）	ガス税 免税点 12,000円 （６月以降）	電気税 消費税の創設に伴い ４月１日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い ４月１日廃止

（電気ガス税　つづき）

年度 項目	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
税　率　等	免税点 ガ　ス 月　700円 軽減税率 （紙）　５％	免税点 ガ　ス 月　800円	免税点 電　気 月　500円 ガ　ス 月 1,000円 軽減税率 （紙）　４％	免税点 電　気 月　600円 ガ　ス 月 1,200円 軽減税率 （毛紡績糸等）　４％

年度 項目	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
税　率　等	電気税 軽減税率(毛紡績糸・生糸等) ２％ ガス税 税　率　３％	電気税 軽減税率(メリヤス等) ２％ ガス税 税　率　３％ (52年１月以降)	電気税 免税点　2,400円 （６月以降） ガス税 免税点　4,800円 （６月以降）	ガス税 免税点　6,000円 （６月以降）

カ　都市計画税

項目＼年度	昭和31年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和51年度
税　率　等	都市計画税が創設された。 税率0.2%	税率の激変緩和の暫定措置が講じられた。	昭和41年度から昭和43年度までの新たな負担調整措置が講じられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講じられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講じられた。 なお昭和47年度分に限り特例措置が講じられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するＡ農地について昭和48年度から、Ｂ農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講じられた。	昭和51年度から昭和53年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

昭和53年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
制限税率0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和57年度から昭和59年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額３万円以上のＣ農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、Ａ、Ｂ農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和60年度から昭和62年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。	昭和63年度から平成２年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

（都市計画税　つづき）

<table>
<tr><th>年度
項目</th><th>平成3年度</th><th>平成6年度</th></tr>
<tr><td>税　率　等</td><td>平成３年度から平成５年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。</td><td>(1) 宅 地 等
① 評価替えに伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の３分の１に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については３分の２とする措置が講じられた。
② 評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成６年度～平成８年度）が講じられた。
<table><tr><th>評価の上昇割合</th><th>暫定特例率</th></tr><tr><td>1.8倍を超え、４倍以下のもの</td><td>価格の3/4</td></tr><tr><td>４倍を超え、7.5倍以下のもの</td><td>価格の2/3</td></tr><tr><td>7.5倍を超えるもの</td><td>価格の1/2</td></tr></table>③ 評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで新たな負担調整措置が講じられた。

(2) 生産緑地の指定を受けた農地
評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで固定資産税の一般農地と同様の負担調整措置が講じられた。

(3) 特定市街化区域農地
評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置（価格の2/3とする。）が講じられた。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>平成7年度</th><th>平成8年度</th><th>平成9年度</th><th>平成15年度</th></tr>
<tr><td>(1) 宅 地 等
① 地価の下落に対応するため、平成６年度からの特例措置に加え、平成７年度と平成８年度の２年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。
<table><tr><th>上昇割合</th><th>臨時特</th></tr><tr><td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td><td>価格の</td></tr><tr><td>4.8倍を超え、６倍以下のもの</td><td>価格の</td></tr><tr><td>６倍を超えるもの</td><td>価格の</td></tr></table>② 新たな負担調整措置が講じられた。

(2) 特定市街化区域農地
宅地等と同様、暫定的な特例措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成７年度・平成８年度）が講じられた。</td><td>(1) 宅 地 等
地価の下落に対応するため、平成６年度、平成７年度に加え、新たな負担調整措置が講じられた。</td><td>固定資額の算の特例その差措置が</td><td>固定資産税と同負担調整措置がられた。</td></tr>
</table>

キ　木材引取税

項目＼年度	昭和25年度	昭和27年度	昭和32年度	昭和33年度	平成元年度
税　　率	税　率 価　格　　５％	課税標準を容積とすることができることとされた。	税　率 価　格	税　率 価　格　　２％	消費税の創設 ４月１日廃止

ク　特別土地保有税

項目＼年度	昭和48年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
税　率　等	特別土地保有税が創設た。 税率 保有分 1.4% 取得分 0.3%	(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において昭和57年４月１日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降２年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	(1) 昭和44年１月１日から昭和57年３月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年３月31日まで３年間に限り延長された。	三大都市圏の特定のの市街化区域内におい得される一定規模以上団の土地に係る課税のについて、平成２年３日まで２年間に限り延れるとともに昭和63年１日以後に取得されるについて免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区域にあっては200に引き下げられた。 なお適用期間につい平成4年度の改正によ平成4年3月31日まで２延長され、更に平成４の改正により、平成５月31日までに延長され

平成3年度	平成6年度	平成10年度	平成11年度	平成15年度
(1) 市街化区域内において、保有期間10年を超える土地（昭和57年４月１日以後に取得した土地)については、課税対象外とする措置が撤廃された。. (2) 三大都市圏の特定市において昭和61年１月１日以後に取得した土地の保有並びに平成３年４月１日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税について10年間に限り免税点（標準面積）が1,000㎡に引き下げられた。 (3) 遊休土地に対して課する特別土地保有税が創設された。課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として、都市計画決定された区域内の1000㎡以上の一団の土地。	三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の対象から平成６年１月１日以後に取得された土地を除外。	(1) 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予・納税義務の免除制度の創設。 (2) 地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正制度の創設。 (3) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて課税対象から除外する。 (4) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止し、本則による免税点を適用する。 (5) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）の経過措置を廃止する。	(1) 自己使用要件の廃止。（非課税土地・恒久的な建物等の用に供する土地） (2) 徴収猶予中の土地を一定の住宅・宅地供給事業のために譲渡する場合に徴収猶予を継続する制度の創設。（２年間の時限措置） (3) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間の延長措置を創設。	土地の保有及び平成15年１月１日以後の取得に対して課する特別土地保有税の課税措置が停止された。

令和3年度版

税　務　統　計

令和3年11月発行

編集兼
発　行　　和泉市総務部税務室　市民税担当・資産税担当・納税担当

〒594-8501　和泉市府中町二丁目7番5号
0725-41-1551（代表番号）

市民税担当　　0725-99-8108（直通番号）
資産税担当　　0725-99-8107（直通番号）
納税担当　　0725-99-8109（直通番号）